

令和4年第7回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和4年12月13日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月13日午前9時0分宣告（第2日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長 西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長 巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長 川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長 松 本 光 弘</p> <p>住 民 生 活 課 長 浅 井 利 育</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 岡 田 康 裕</p> <p>観 光 産 業 課 長 酒 井 智 志</p> <p>都 市 建 設 課 長 竹 吉 一 人</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 浦 井 久 嘉</p> <p>ま ち 未 来 推 進 室 参 事 寺 口 浩 代</p> <p>観 光 産 業 課 参 事 島 野 千 洋</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 藤 本 佳 利</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 竹 村 恵</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 4 年 第 7 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 4 年 1 2 月 1 3 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	5 番	稲月 敏子	<ol style="list-style-type: none"> 1 初香台内の通学路の安全性について 2 高齢難聴者の補聴器購入費助成制度の導入を 3 町管理の歩道、公園、土地の草刈り等について 4 下垣内の土砂災害特別警戒指定地について
2	7 番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> 1 櫛原山林のメガソーラー開発について 2 虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存続を 3 デマンドタクシーの近大病院への乗り入れについて 4 スズメバチなどの駆除に補助を
3	6 番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども園待機児問題について 2 期日前投票場所の問題について 3 北小学校前バス停に屋根の設置を
4	2 番	長良 俊一	<ol style="list-style-type: none"> 1 魅力ある豊かな地域の未来を考える 2 生き生きと暮らせる町、平群 3 魅力ある平群町について 4 これからのまちづくりについて
5	9 番	山田 仁樹	<ol style="list-style-type: none"> 1 通学路の速度制限規制等の安全確保について 2 旧平群西小学校跡地利用について

再 開 (午前 9時00分)

○議長

皆様、おはようございます。

NHK奈良放送局より、デジタルカメラの撮影の申出がありましたので、撮影の許可をいたしております。御協力よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和4年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号5番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○5番

皆さん、おはようございます。今定例議会一般質問の最初、トップということで大変緊張しております。稲月敏子です。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、先般、4点において質問をさせていただいております。どうぞよろしくお願ひをいたします。

第1点目です。初香台の通学路の安全性について、初香台地域内には主な通学路が、南北に通る2本の道路があります。地域内の中央部の道路は幅4メートル余りで狭く、歩道も確保ができない状態にあります。車両の両側通行が難しいところも多く、通行人については危険性を常に感じながらの歩行となっています。平成26年には、西小学校廃校以降、若井や越木塚、椹原地域の児童も通学路として使っております。

歩道が確保できないので、通学路としてグリーンベルトが引かれているものの、大変これも狭く、62センチしかなかったように思います。という状況で、実際は役にあまり立っていないのではないかと疑わしいとしか言いようがありません。一方、もう一つの西側、福貴に近いところですね、この西側道路については幅4メートルありません。狭く、グリーンベルトもありません。

そこでお伺いします。

1点目、当地域内の通学実態について、教育委員会としての現況の把握はどのようにされているのか、また、どう対応されているのか、お尋ねをいたします。

2点目、地域住民の理解と協力の下、少しでも安全に通学できるよう手だてを考えるべきではないでしょうか。その一つとして、通学時間帯をせめて一方通行に規制をしてはどうでしょうか。

これについては住民の理解、また警察との協議など、たくさんの課題もございますが、町としての見解をお尋ねをさせていただきます。町内でも、通学時間の一方通行をされているところ、竜田川駅前などでも実施をされていますが、このような実態も踏まえて、お考えいただきたいというふうに思います。

それでは、大きく2点目、高齢難聴者の補聴器購入費助成制度の導入を。高齢者の加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となっております。鬱病や認知症の危険因子になること、これも今、医学的にも指摘をされているところです。加齢性難聴によって会話することが少なくなり、脳に入る情報が減少する。脳の機能の低下を招き、鬱や認知症への発症につながるのではないかと考えられていると思います。

補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円から20万円。もっと高いものもあります。健康保険適用がないため全額自費となる。特に低所得の高齢者は補聴器の購入が困難となって、聞こえないまま生活をする、こういった状況を多く生み出していることから特別な配慮が求められております。

そのようなことから考え、近年、高齢者補聴器購入に対して補助を行う自治体が急速に増加をしてきております。今年の7月あたりでは100を超える自治体で既に助成をするというような実態が生まれています。近隣の自治体でも斑鳩町では本年4月から、また、三郷町では7月から補聴器購入に対して助成制度を導入されております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

一つ目、加齢性難聴者の実態、それと補聴器の果たす役割について、町の認識をお伺いをいたします。

二つ目、生駒郡内2町、三郷と斑鳩、私たちの住むこの平群町のお隣ですけれども、この2町で助成制度が今年出発をして、平群町での実施を望む声はより多くなってきたというのが私の耳にも入っております。こういった中での平群町の実施をしていこうという考え、これはおありかどうか。この考えをお伺いをいたします。

大きく三つ目、町管理の道路や公園、土地の草刈り等についてという件です。町内には多くの町有地が存在をしていますが、管理が行き届かず、雑草が繁茂し、美観を損なう、また通行の妨げとなる。また、住民生活を大きく妨げている状況が存在をしております。

特に春から夏、秋口までは雑草の成長は著しく、町が実施をする年2回の作業だけでは追いつかない。若葉台の自治会では自治会費以外にも草刈り費として1件当たり年間1,400円を徴収をし、シルバー人材センターに委託をし、それ以外にも住民有志で草刈りボランティアを組織をし、地域環境の向上のために貢献をしているのが実態でございます。

しかし、シルバー人材センターの人材不足から、草刈り後の処理料金を別途請求をされたり、委託すら現在不能になるという状況に陥っております。その中で民間の業者に委託をせざるを得ない、こういった移行せざるを得なくなっているというのが現状であります。それに伴い、当然費用はかさんでまいります。住民が自分たちの町を美しく、よい環境で暮らすために自ら力を出していくこと、このことは大変重要なことではありますが、このままでは行政への不満が募ってくるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

一つ目、このような現状について、町行政としてどうお考えになっておりますか。

二つ目、町が管理責任のある公園等の草刈りなどに対し、行政として自治会へ費用負担をさらにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目、現況では町管理地に対する町民個人の要望を、自治会からの要望書が出ていないと町自身が応えない、このような状況も訴えとして参っております。個人からの声をまず、しっかり聞いていく、応えていく、この姿勢が行政として重要と考えますが、いかがでしょうか。

大きく4点目、下垣内の土砂災害特別警戒指定地、この土地について、急傾斜地・土砂災害特別警戒地域として指定をされております下垣内357番地付近、この裏山、急傾斜地には常に水が湧き出していて、中腹にはコケがびっしり茂り、水滴が雨のように落ち、それが住宅の裏に近づくと小川状態になっているのが現状です。のり面には棒を差し込んで見ると、2メートル近く奥にぐさっと刺さってしまうというような状況になっている。いわゆる、その中には空洞ができていているということでございます。蛇籠を重ねて補強して、これは以前にされているわけですが、これ自体が既に傾いて崩れる寸前ではないかと思われるような状況でございました。

住民は危険性をこれまでも町にも訴えておられ、しかしながら、民地であ

ることを理由に、何もできないと放置をされております。しかし、危険が目の前に来ている状況、これは緊急性を感じます。いち早い専門家の調査、そして、適切な対応を求めたいと思います。

以上4点にわたっての質問です。どうぞ住民の皆さんの願いに応えられる、そんな答弁を期待しております。

以上です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、稲月議員の大きな1項目め、初香台地内の通学路の安全性についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目であります。当地域内の通学実態、教育委員会の現状把握、どう対応しているのかのお尋ねでございますが、当該箇所については、平成26年度の平群町通学路安全推進会議において、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関で協議を行い、歩車の区分がなく、危険が高いなどの状況から、路側帯幅を拡幅の上、グリーン舗装を行い、ハード面での整備は実施済みでございます。

また、毎日、通学時間の登校班による集団登校、PTAや地域の御協力による見守り活動の継続実施、看板設置などの注意啓発といったソフト面での対策を実施することで、対策を講じております。特にグリーン舗装は物理的な歩行スペースの確保、車両に対しましては視覚的効果による速度抑制、運転者への安全運転に対するさらなる注意啓発などの効果が発揮されているものと考えます。

教育委員会としましても、当該箇所は主要な通学路となっていることから、さらなる安全確保対策として注意啓発看板の設置を行い、学校やPTA、地域と連携した見守り活動を継続し、通学路の安全確保に努めてまいります。

なお、議員御指摘の西側の道路とは喫茶店岡田屋さんから初香台へ入る道路のことかと思いますが、当該箇所は小中学校とも通学路としては指定をしておりませんので、児童・生徒へは学校、PTAを通じて、東側の通学路を通行するよう指導を行い、注意啓発を行ってまいります。

次に2点目でございます。地域住民の理解と協力の下、通学時間を一方通行に規制してはとのお尋ねでございます。

一方通行等の交通規制は公安委員会、いわゆる警察の管轄となっております。当該箇所は既に関係機関の協議の下、一定の対策が講じられており、かつ、毎年度、通学路安全推進会議にて学校やPTA等からの危険箇所の報告を求めて

いますが、現在のところ、特段の意見、要望等はありません。危険を感じておられる原因の一つは、運転者の遵法意識や運転モラルによるところも大きいものではないかと考えております。また、当該箇所は生活道路であり、先ほどお答えしたとおり、公安委員会の管轄であり、規制には一定の要件があることから、交通規制は厳しいのではないかと考えております。

引き続き、学校、PTA、地域と連携して、見守り活動などのソフト面の対策の継続実施、運転者への遵法意識や運転モラルの向上、交通安全の注意啓発を行い、通学路の安全対策を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○5番

ありがとうございます。初香台の通学路についてですけれども、グリーン帯というのは、グリーン舗装がスクールゾーンということでされているというのは、私も承知をしておりますし、ちょっとこの前も幅も測ってきました。もともとが非常に狭い道路ですので、広くグリーン舗装というのができないというふうに思いますけれども、62センチ、1メートルね、3分の2しかないというね、そういう幅で本当に、これで注意啓発になるというふうにおっしゃったわけですが、なかなか注意啓発というところには至っていないのではないかというふうに思います。

皆さんも常にね、何度かというか、しょっちゅう来てはる人もいらっしゃると思うんですけど、職員の方もね、両側通行をスムーズにできない道路ですよ。ところどころで止まって相手側を待つというね、そういったドライバー同士が注意をし合い、譲り合って、何とか通行が可能になってるという道路やというふうに私は思っています。

そこに子どもたちが、中学生、それから小学生、同時に帰りなんかは通行するわけで、横にも広がっていくしね、子どもたちというのは大人が思うように一列に歩くなんていうことはなかなかしてくれない。仲間同士が話をしながら、ふざけたりもあります。急に飛び出したりとかね、そういう危険も大変含んでいる、そういう通学路でありますので、何とかね、これ、安全に、私は通学ができる方法はないのかと考えた中で、この2番目に書きました一方通行という規制はできないものかというお尋ねをしたわけでありましてけれども、確かにそんな簡単にはできないというふうには私も思っています。

しかしながら、他の町とか、他府県も含めてね、非常に通学路、歩行者の歩行を安全にということが大層大事にされている都市が多くなってきてるなとい

うのを感じるんです。大阪なんかでは今までなら両側通行していた道路、そこにかかなり広い1メートル以上の、片側1メートル50センチぐらいの歩道をしっかりとって、一方通行しかできないような道路に変えてたりとかね、そういうことに安全性を、歩行者の安全を守るというところを重点に置いた道路の在り方というのを志向されているというのを見てまいっております。

それとか、河合町なんかでは大変広い道路であって、歩道も両側にしっかり確保されてる道路、それ、ただ学校の前の道路やということだけでね、朝夕2時間ずつ通行止めになってたりとかね。そこまでして子どもたちの通行、安全を守っていくという、そういうことが実際やられてる。そこまでやる必要があるのかどうかというのはいろいろ見解はあると思いますけれども、もうちょっと突っ込んで考えていってほしいというふうに思います。

ほんで、この南北の道路は1本だけではなく、もう1本ありますしね。国道を通るという、168、旧道を通るということも可能ですしね、いろんな形で車両通行者には協力をしてもらえる、そんな道路ではないかというふうに思います。これは今後、住民の意見、それからPTAの皆さんの御意見、これをしっかりと聞いていただく、それと実態把握をしていただく中で検討をしていただけたら結構かと思えます。これはもうこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、大きい2項目めの高齢難聴者の補聴器購入費助成制度の導入についてをお答えいたします。

1点目についてですけれども、補聴器は装着することにより会話が聞こえやすく、コミュニケーションが円滑になり、生活を充実させ、認知症などの介護予防や、聞こえることによる車や自転車などの接近を予知し、安全を確保することができるものと認識しております。

2点目ですけれども、補聴器は医療保険における療養費の支給対象外であり、障害者総合支援法に基づく補装具支給制度では聴覚障害6級以上の身体障害者手帳を交付された方が助成対象となっております。

加齢性難聴者の場合、心身への影響や費用負担の観点から、県内の一部の自治体や他市町村で公的助成を実施されていることは承知しております。これらのように近年、加齢性難聴者の補聴器の必要性が求められていることから、毎年、県を通じて国へ公的助成の要望を行っております。引き続き、県に対して補聴器購入費の助成を要望してまいります。

議員御質問の町独自の補助につきましては、他市町村の実施状況も見据えな

がら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えます。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。1点目の果たす役割については十分認識をしていただいているということでもいいのかなというふうに、今お聞きして思いました。やはり本当に聞こえないと社会生活ができない、引っ込んでしまう。より認知症などね、そういったことが悪くなっていくというのがもう目に見えていますし、実際起こってきてるというのが全国的にもこれはもう言われていることであって、はっきりしてる問題なんでね。

分かっておられるということで、その上で2点目になりますけれども、平群町の町議会としてもかなり早い時期、令和元年の6月議会で全会一致で、この補聴器の公的補助を国に求める意見書というものを採択をしまして、意見書を提出をしたところですよ。国が早くやってくれたらいいというふうに、一番それは願ってる場所なんです。けども、なかなかそうはいかないというのが現状にあるのでね、どんどん意見を言ってもらって、それは大変大事なことで、我々も事あるごとに、いろんな団体ね、住民の高齢者の方たちの団体なんかも要望をされてるというのが現状であります。

その中で国がそういう施策をしてくれたら、お金が一定、予算のほう、浮いてくるということになりますしね。それをしていくためにも各自治体、下から底上げをしていく。これってね、やっぱり本当に大事なことです。これまでの医療費のいろんな、子どもさんの医療費の無料化の問題、昔は高齢者の医療費の無料化もありました。そういうときもやっぱり各自治体から、地方から出発をしたんです。それが横へ広がり、波となって大きなうねりを起こして、無料化を国がするということになっていったという経過もありますのでね、上をお願い、国に対して要望するのはもちろん、けども各自治体、我々の下から突き上げていく。こういったことがいかに要望を早く実現させていく原因をつくっていくとか、そういう機運をつくっていくということがまず大事やというふうに思いますのでね、平群町もどんどんやってほしい。

近隣、他の町村なり県なり、そういった他自治体の動向を見てね、平群町も今後考えていくというふうにおっしゃったわけですが、先ほど、前でも言ってもらいましたが、この公的補助を実施をされている自治体はもう既に全国100を超えているわけですよ。これが7月の統計なんでね、それ以降まだ増えてると思いますよ。助成金額も非常に高いところが出てきているという

のも実態なんですよ。財政難の我が町でたくさんの助成をしてほしいというふうに、すぐにしなければならないということはね、難しいかなというふうに思います。

けれども、お隣ですよ、斑鳩と三郷、奈良県下でここがトップで助成をするということで決めて、実施してるわけですよ。それもまた本当にお隣の町でやられてるという、ここをどう考えていくんかね。そんなん隣に、それやったらもう引っ越すわってなっちゃうわけだね。それでなくても隣、三郷のほうがよいと、斑鳩のほうがよいと、もう平群はやめとくわというね、引っ越すわという声がこの間、かなり多く私の耳にも聞こえてきております。

やっぱりこういったね、高齢者の皆さんに本当に優しい、子どもにも優しい、そういったことが本当に実際分かる。ただ高齢者を大事にとか子どもを大事にとかいうだけじゃなくってね、実際そういうところに行き届いた行政の在り方、こういうものを示していくことが今、本当に大事になっている。町のまちづくり政策の大きな根幹としても大事ではないかというふうに思うんです。この近隣がやられたということについてね、その辺ではどのようにお考えになってるか。もう一度お答えいただけますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

平群町といたしましては、高齢者の方々におかれましても生き生きと暮らしていただけるようなまちづくりを目指していくわけですがけれども、近隣で実施されているというのは既に承知しております。ただ、平群町は、先ほども答弁いたしましたように、近隣も含めた他市町村の状況を見据えた中で検討課題とさせていただいてるということでお答えさせていただきます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

お隣も含めて近隣の状況、動向を見ながらやるというようなね、今の再度の御答弁でしたけれども、それならば、やっぱりいち早くやるというね、やっぱりそこへ決意を固めてもらわへんかったらね、本当にお隣で実施がされてるというようなことをやっぱりきちっと捉えてほしい。まだ額についてはね、三郷も斑鳩も2万円を限度として半額補助というのが、多分そうやったと思うんですけども、ここにお知らせなど持ってきていますが、ということで、助成をするということでね、大きな額、物すごい何千万円もかかるようなね、そういう費用を要するような公的補助制度ではないと思います。まずね、とにかく三郷

や斑鳩と同じ程度の助成をしていく。こういうことをやっぱり早く決断をしてほしい。町長、いかがですか。町長にお伺いいたしますけど。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほども答弁させていただきましたが、他市町村の実施状況は承知しております。もう少し見据えた中で平群町としても考えていかなければならないということで、検討課題とさせていただくということですので、よろしく願いいたします。

○議長

稲月議員。

○5番

もう何度も言いませんが、他市町村を視野に入れて考えるということならば三郷、斑鳩でやられてると、こういう現実をしっかりと見据えてほしい。三郷や斑鳩に転居をしたいというふうに思わせるなんてことはやっぱりいかんことですよね。やっぱり平群がいいんや、平群の町がすばらしいと思ってもらえる一つの要件でもあります。こういったことに非常に関心を持って実施を進めていく、高齢者を大事にしてくれてるんや、こういうね、やっぱり町の方針ですよ、根っこに関わる問題ですのでね、ここをしっかりと見据えて、さらに検討していただく、実施をしていただく方向をつくっていただくようお願いをして、この件については、もう何度言っても同じですので終わります。最後まで検討してください。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、続いて稲月議員御質問の3項目め、町管理の歩道、公園、土地の草刈り等について、1点目、2点目についてお答えいたします。

1点目の自治会における草刈りと費用負担の現状について、町行政としてどう考えるかについてですが、この件については、令和4年4月20日付自治会要望書として、草刈り後の焼却費用負担についての御要望を頂き、自治会長とも直接協議をさせていただいたところであります。

その中で、町としても現状については認識しつつも、その費用については、ほかの自治会との兼ね合いもあり、負担することはできませんが、草刈りの委託は愛護デーの実施時期に合うよう調整していただき、草の処分、公園とかグリーンベルト、集会所の分ですが、それは愛護デーの実施日に町が収集するこ

とで一定の理解をしていただいたと考えております。

続いて、2点目の町が管理責任のある公園等の草刈りに対して、自治会へ費用負担をすべきではないかとの質問です。

町内には街区公園が55か所あり、これらは近隣の住民にとって最も身近な公園になります。公園管理については、遊具やフェンスなどの施設等や樹木の剪定については町で管理しておりますが、公園内の除草や清掃等の日常管理については従来から地元自治会にお願いしているところであります。

環境愛護デーもコロナ禍で中止が続き、清掃、草刈りをする機会も減少し、自治会の費用負担が増加している中で、町としては少しでもその負担を軽減するために、除草していただいた草を袋詰めにしていただき、収集車が横付けできる場所に集積していただくことで、町のほうで直接積み込んで処分を行っているところであります。

地元自治会には御負担をおかけすることになりますが、住民協働の観点から今後も引き続き、日常管理をお願いしたいと考えております。

しかしながら、若葉台のメイン道路の歩道部分、グリーンベルトと呼ばれていますが、それと緑地の一部分については、町と自治会で時期を調整して、年に数回草刈りを行っておりますけれども、当該道路につきましては主要幹線道路にも位置づけられていることや、緑地についても町管理であることから、今後の草刈りの在り方については自治会と再度協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、私のほうから3点目の個人からの要望に対しても答えていく姿勢についての御質問にお答えいたします。

自治会での課題や要望につきましては、基本的には自治会の状況を把握されている自治会長を通じて要望書の提出をしていただいておりますが、議員のお述べのように、日常管理が行き届いてないような草刈り等の要望につきましては、自治会、個人を問わず、連絡があった場合には迅速な対応に努めているところでございます。改めて個人からの要望についてももしっかり内容をお聞きするよう、職員に周知徹底を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○ 5 番

ありがとうございます。公園等の草刈りなどについては、この一般質問見させてもらったら、ほかの議員の方からも二、三、よく似た質問が出されております。やっぱり今もう本当に草がね、特にこの気象異常の加減か、早く茂るわけですよ。今までやったらもうちょっと遅い時期に刈ればうまくいったのに、もうそれでは追いつかないというのかな。もう春も早い時期から草がどんどん伸びていくというような現状にもあるのでね、やっぱり住民さんからの不満、それから見た目が非常に悪い、そういった通りにくい、草の実が散る、散って健康被害も及んでくるというような状況も今年、特にひどいなというふうに私も感じてるところなんです。

やっぱりこれについてね、確かにたくさんせないかんところがあります。一生懸命やってくれてはる姿も私自身も見ておりますし、シルバーに頼んでいただいたりとか、業者の方が草刈りをしてはる姿もたくさん見ております。追いつかないというのは確かによく分かるわけですがけれども、住民との協働、自治体と協力をしてね、この辺はやっぱりしっかり住みよいまちづくりを推進をしていくという下でやっていくことが大事かというふうに一つは思います。だからこそ、それぞれの大字、自治会でね、皆さん一生懸命汗を流して、もう高齢になって本当に、本来ならばやれない状況の人も含めて出てきて、草刈りをせざるを得ないという状況に今なってるのが現状ではないかなというふうに思います。

実際、シルバーの皆さんに委託をしても、シルバー人材センター自身がもう既に人材不足。特に経済不安、それから定年延長とかね、いろんな社会的な状況もあって、シルバー人材センターに応募しはる人が非常に少なくなって、仕事がもうできない。これは平群だけではなく斑鳩も、今までよく斑鳩に頼んではったりとかあるんですけども、この斑鳩とか三郷とか、そういった近隣自治体のシルバー人材センターも同じような状況になってるというふうな話も聞きます。そうなってくると、この草刈りをどうしていくんかという、非常にこれから大きな問題になってくるような気がします。

やっぱりね、一番ネックになるのはお金なんです。最終問題になるのは人もないというのが発端やねんけどもね、誰かにお願いをせえへんと草ぼうぼうの中で生活をせなあかんという状況、これはやっぱりね、私たちのよい環境で生活がしたいという要望を踏みにじるものであるし、環境を悪くするし、外から来られた方に対しても非常に何というところやというふうにね、やっぱり非常に外観が悪いとそういう悪い印象を与えてしまうというようなこともたくさんありますし、それから防犯上の問題も非常に大きなことやなというふうに思

っております。

そんなこともあるのでね、この各自治会ともいろんな悩みがあると思うんでね、もっともっとな、この問題については一つの自治会との協議というんか、話合いをして何とか納得してもらったんやというふうに、私は部長の答弁をお聞きしてて思ったんですけどもね、連合自治会の会議も持っておられると思うんです。この中でもね、やっぱりその問題なんかもしっかり話もしていただいて、町として環境整備をしていくような予算組み、これなんかもアップをしていく。これをせざるを得ない。何でもかんでもやっぱり自治会、住民におんぶにだっこをしてもらうということではよくなっていかないというふうに思うんですよね。

やっぱり住民にしたら住民税を払ってるわけですよ。公的な町の当然管理をしなければならないところを住民が自らお金を出してやってもらってるとかね、労力だけではなく、金銭的にも負担を強いられてる。何重に住民税を払ってんねや、税金払ってんねやということになってしまうんでね、やっぱりそこはきちんとやってもらわな困ると。公の管理をせなあかるところについてはきちっとやっていく、そういう姿勢が要するというふうに思うんですね。

公園についても、これは住民がすんのが当たり前やというふうに、今の答弁からは私、聞こえたんですけどもね、いや、そうではないやろうと思うんです。公園の管理も本来的には町の管理責任やというふうに思うんです。それを住民がしてくださっている。自らボランティア精神を発揮して、草刈りとかお掃除とか、毎日してくれてはる人もいてはります。そういうありがたい方たち、感謝をせないかんと思うしね、それが当たり前やというふうに捉えるのは私は間違いやというふうに思うんですね。

公的責任をどれだけ果たしていくかということ非常に大事やと思いますのでね、そこをもう少しその認識は改めていただきたいというふうに思いますし、費用負担、環境整備に関わる自治会への予算というのは、やっぱり増やしていく方向もこれは検討していただかないかんというふうに思っておりますので、これも全てやっぱり自治連合会などの会合のあったときにもう少しきちっとした話合いを持っていただいて、自治会長さんたちの御意見などを聞いて、実施をしてほしい、アップしてほしいというふうに思います。

一つ思うのは国定公園ですね。金剛生駒の国定公園の管理。一定の管理、福貴畑などの大字に委託をされてるというふうなことを聞いたように思うんですけども、それには費用も出されてると。どれだけ費用が出てるかちょっと今はっきり持ってませんけれども、予算にも必ず出てますよね。やっぱり、そういった形で国の公園の管理には費用を出して、地域の自治会なり、皆さんに

お願いをしてるわけであってね、町の公園の管理にはそういうことをしないという、当然住民がするべきやというふうに考えておられるというのはそこから考えてもおかしいかなと私は思ったんです。その点。

それと、あと1点ですけども、最後のところですね、自治会長、自治会からの要望にまとめていただくのが本来やというふうなことでおっしゃったんですけども、それ以外の声もしっかり聞くという、こういう姿勢を持っていきたいというふうにおっしゃっていただいているので、それはそのようにお願いをしたいわけで、自治会に入っていない方というのも非常に増えてるわけですよ。ほな、その人たちは自治会を通してと言われても通せないわけですよ。そういう方の願い。

それから自分のおうちの真ん前で起こってることを早く解決してもらわなあかんのに、自治会を通してと言われると、自治会長さんも皆さんよく御存じでないわけですよ。なかなか徹底されてないんでね。それを探して、言いに行くと、そこから手続をして、担当者の方が自治会長に言いに行くと、またそこで書類をその担当者が作成をして出さなあかんという、非常に手間もかかるというようなことも伺っております。そうではなくって、本当に困ってることについては即、やっぱり聞いていく。その姿勢が要ると思います。

それとやっぱり庁内で徹底していただく。そういうふうにおっしゃってても担当課の誰かが、「自治会から要望書が上がってますか」というふうに私も聞かれました。そういう事例が実際起こってますのでね、そういうことがないように、その辺しっかりお願いをしたいと思います。

もういろいろ長いこと言うてごめんなさい。公園の管理、それが地域住民がせないかんというふうにおっしゃったんですけど、その考え方ですね。それと、最後の点、もう1回お願いをします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、お答えしたいかと思えます。

ただいまいろいろと御質問いただきましたけども、御質問のありました若葉台自治会におかれましては、年2回の環境愛護デー以外にですね、高い環境美化意識を持っていただきまして、自治会のほうで清掃等していただいておりますことは感謝申し上げたいと思えます。

現在、本町が雑草対策として管理しておりますのは、道路や公園、緑地、河川とか町有財産いろいろありますけども、かなり広範囲にわたっております。それ以外に行政の手の届かない範囲、これは地元自治会の協力の上、幹線道路

でありますとか生活道路等の草刈りを年数回やっていただいております。これは全ての自治会に対して感謝を申し上げたいと思います。

町としての管理責任ということで、街区公園についてはですね、当然町が管理する公園でありますけども、町内55か所あると申し上げましたけども、これらについてはですね、従来から地元自治会にお願いしていることでもありますので、引き続き地元自治会にお願いしたいかと考えております。

町としての責任、費用負担の件です。当然ですね、町管理ということであれば町が費用負担すべきではないか、また自治連合会の中でもこういったことを話題に上げて協議すべきではないかということでございます。雑草といいますのは繁茂期になると行政のほうでもなかなか除草作業が追いつかないという現状もございます。費用負担のこともありますがですね、町内全体の除草についてはね、今年の夏もそうでしたけども、なかなか本当に追いつかないと、そういうような状況もございます。このような草刈りについてはね、自治連合会の中でも一つの話題として取り上げていただきたいとも思っておりますし、町としてはできる限りの予算をつけてやっていきたい。

また、質問にもありました若葉台のメイン道路については、今後の草刈りの在り方について自治会のほうと再度協議させていただきたいということで、御理解お願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

住民からの要望については、さっき申しました、個人からの内容については徹底してよく話聞くようにということで、庁舎内の各課全般に行き渡るように再度周知徹底をしてまいりたいと思います。

○議長

稲月議員。

○5番

ありがとうございます。そしたら、公園等、町が本来管理をしなければならぬところについての問題については、自治連合会の中でも再度、話題じゃなくて課題にしていただきたいなど。議題としていただいて、検討していただくということをお願いをしたいのと、できる限りの予算をつけるというふうにおっしゃっていただいたわけですが、これは本当にそのように、できる限りの予算アップをしていただけるよう、お願いをしたいと思います。

最後のところについては、庁内全体でやっぱり確認をしていくということで、やっぱり一人一人の住民さんが気づいたこと、これは本当に宝やというふ

うに思うんです。文句やというふうにな、苦情やというふうにな捉えるのではなく、本当に町をよくしていくために宝の発言なんやというふうになやっぱり捉えていただいて、しっかり対応していただくということを全体で心がけていただきたいというふうにな思います。

この点については、これで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、稲月議員の4項目めの下垣内の土砂災害警戒指定地についての御質問にお答えいたします。

下垣内の住宅の西側は、議員お述べのように土砂災害特別警戒区域に指定されております。民地ではありますが、まずは県の関係部署に現地の危険性の状況を説明し、対策や補助メニューなどの相談をしたいと考えており、また、住民の生命、財産に危険を及ぼすようであれば、必要に応じて防災対策の検討をしてみたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○5 番

ありがとうございます。これまで本当に民地であり、そしてまた、裏の光ヶ丘を造成をした業者ですね、これの所在が不明確であるか、倒産をして、その後、どこへ引き継がれてるんかというのがよく分からないとかいうような話も聞いておりますし、誰が、ほんなら何かあったとき、どないすんねんということが非常に住民にとっては不安な要素でございます。

私もこの湧き水ですね。皆さんは御存じないかと思うんですが、すごい量で湧いてきてるんですよ。本当、これはちゃんと秒速、1秒に何リットルというのを測ればもっとはっきり分かるんですけども、集めた、小川状、最後、上からざあっとほんまにぽつぽつぽつぽつ落ちてくるんですね。それ、私、動画で、一部分ですけど、映しました。下へ下りると下りるたびにその量が増えてきて、初めはぽつぽつぽつなんです、上のほうでは。真ん中になると、ざあざあと雨が降ってるように落ちてくるんです。それが集まって、そこの住宅の真裏側では小川状に流れてくるんです。それをとゆで集めて、こんな大きなバケツとかおけというんか、そこに集めておられるんですね、住民の方が。

そこにとゆから流れてくるのはね、皆さん水道の栓を、かなり大きな蛇口、栓をひねって水を出しますよね。そのときにじゃあっと出てきますよね。あれ

ぐらいの速度で入ってくるわけですよ。それがどんどんどんたまってきてるといふね、流れ出していくといふね、そんな状況にまで陥って、大きな穴が数か所。先日、見に行っていたいたようですけど、そのときには4か所開いてるといふふうにおっしゃったらしいので、そうかなといふふうに思うんですけども、それだけ水が流れてきてるといふことは、空洞になるという訳は分かりますよね。そんな状態で日夜生活をされてる。

今日なんかでも結構な雨降ってますけれども、こういう大雨が降ったり、地震が起きたり、何かあったときにはほんまに大事になるんちゃうかなと大変心配をしておりますので、今、部長のほうから県ともね、危険性については県にも知らせ、いろいろ調査をしてもらって、補助メニューなどがあるかどうかの確認などもしてもらって、適切な対応をしていただいて、安全に暮らせるということを担当していただきたいといふふうに思います。それを言っていただいたんで、そこを実際、早くやっていただくということをお願いをして、この問題についてはこれで結構です。

これで私の一般質問を終了させていただきます。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

午前10時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時56分)

再 開 (午前10時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号7番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○7番

それでは、通告に基づいて大きく4点について質問させていただきます。

まず、1点目は櫛原山林のメガソーラー開発について。この問題については、皆さんも御存じのように既に今回が11回目の一般質問となります。

協栄ソーラーステーション合同会社が櫛原山林で開発をしているメガソーラー問題について。

まず、1点目の質問です。計画地下流域の防災について。

昨年、2021年2月から6月、開発地の約30ヘクタールを皆伐しながら、本来、伐採に合わせて設置すべき調整池などの防災施設を設置しなかったため、この1年6か月、下流域の樁台などの住宅地は災害の危険にさらされたままになっています。県はこの防災工事について、10月12日、平群町のメガソーラーを考える会に「事業者は年末をめどに行うと言っている」と回答しています。どのような防災施設がいつまで設置されるのか。また、その設置は50年確率の大雨でも下流域への災害を防げるものなのか、町長の見解を伺います。

2点目は、事業者、協栄ソーラーは9月初旬に開発許可の変更申請、林地開発許可と宅地造成規制法に基づく許可ですが、を提出しました。この変更申請について、町の対応等が町長の後援会ビラに書かれています。その町長の後援会ビラの内容も踏まえて質問します。

そのうちの1点目、後援会ビラでは「防災面で最も重要な問題は、事業地からの下流水路や河川への安全性」として、「平群町としても安全性が十分確保できるよう専門家の知見も取り入れ、厳正に検証作業を行ってきました。その結果、事業者が計算した数値に間違いがなかったことが判明しております」としています。厳正な検証作業の内容と数値に間違いがないと言い切れる理由を説明してください。

2点目は、後援会ビラでは「下流水路において、部分的に改修工事が必要になる箇所があるため、11月までに事業者と協議を行い、平群町の指示の下、事業者が行う改修工事方法について決定いたします」としています。必要な箇所というのは、下流河川・水路の流下能力を超える箇所のことだと思いますが、櫛原川22か所、樁台経由の水路18か所の測点のうち流下能力を超える箇所は何か所あったのでしょうか。また、事業者との協議内容、決定した改修工事方法を説明してください。

3点目は、後援会ビラには「奈良県からの意見照会を受けて、町議会に開発計画への意見を聞く」とあります。今議会中の15日開催予定の全員協議会に林地開発の変更申請の議題があり、そのことだと考えます。メガソーラー開発については計画が明らかになってから3年余り、住民訴訟や県知事と町長に寄せられた住民の要望書署名数から見て、大半の住民が反対または慎重な対応を求めています。

町として、議会への説明、意見聴取だけでなく、今こそ町長の責任で住民説明会を開催すべきです。特に下流水路・河川の安全性については、町長との協議事項であることや、当初申請で偽装があったことから樁台などの下流住民に丁寧に説明すべきです。町長の見解を伺います。

3) 次に、林地開発の手引にある「関係市町村等との協議を証する書類」に

ついて、以下の書類が整っているかどうかをお尋ねします。

1、自治体との協定書。

2、地元自治会との協定書または事前協議の経緯説明書。

3、飲料水、かんがい用水等の水源に係る権利者の承諾書または協定書。

4、河川管理者、排水施設管理者との事前協議の内容を記した文書及び河川法、国有財産法、道路法等に基づく占用許可、形状変更許可等の写し、調整池管理等に関する協定書。

次に、大きい2点目、虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存続を。

昨年12月議会で廃止を議決したウォーターパーク施設、これは補修に莫大な経費5億4,000万円が必要との町長の説明は虚偽であったことが明確になりました。そのことから町は新たに修繕費の積算を行い、概算として3億7,334万円必要との資料を今年9月7日の全員協議会に提出しました。

そこでお伺いします。

1点目、まず、この新たな積算の内容について、私は疑問点を数点指摘し、明快な回答を求めましたが、全員協議会でも9月14日の一般質問でもまともな回答、答弁はありませんでした。そこで再度、以下の点について、お答えください。

1点目、配管設備工事費。プール槽の入替えがないのに入替え積算と同じ金額、3,660万円を計上してるのはなぜか。

2点目、令和元年に補修した幼児プールのアトラクション遊具を交換としてるのはなぜか。

3点目、水を抜かずにプール槽の補修経費を積算しているのはなぜか。

4点目、ろ過ポンプ、起流ポンプの交換、修理が令和元年に行われているのに四つのプール槽のろ過器交換と流水プールの起流ポンプ交換を積算しているのはなぜか。

5点目、設計費、諸経費、消費税として1億710万円を積算しているが、適正なのか。

2)として、新たな積算は、町が昨年7月、ホームページに掲載して住民に説明した5億4,000万円と大きな乖離があります。当然、住民に対して間違った資料を示したことに謝罪し、そうなった経緯の説明が必要です。その上で新たな改修費をホームページ、広報等で知らせ、改めてパブリックコメントを聴取することが求められます。町長及び教育長の見解を伺います。

3)9月議会で副町長は新たな積算の根拠資料など精いっぱい資料と、それに伴う説明を真摯に行うと答弁しましたが、いまだに実行されていません。直ちに提出してください。

次に、大きい三つ目、デマンドタクシーの近大病院への乗り入れについて。

デマンドタクシーの近大病院への乗り入れについては多くの住民が希望しています。我が党が今年9月に実施した「住民のくらしアンケート」でも高齢者の最重要課題として多くの要望が寄せられています。実施の障害は、NCバス路線があり、その営業を妨害することになることのようなのですが、デマンドタクシーの乗り入れで減少する運賃収入を補填するなどしてでも乗り入れを早急に実施すべきです。町長の見解を伺います。

最後に4点目、スズメバチなどの駆除に補助を。

スズメバチなどの駆除に関わって、現在、防護服等の有料貸出しがされていますが、高齢化の中で専門の事業者による駆除を依頼する事例が増えているようです。三郷町や斑鳩町では専門業者に駆除を依頼した場合、かかった費用の2分の1、上限1万円の補助をしています。本町でも実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上4点について、明快な答弁をよろしく願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山口議員御質問の1項目め、櫛原山林のメガソーラー開発について、順次お答えいたします。

まず、大きな1点目の防災施設についてですが、開発工事中における仮設防災調整池については、30年確率降雨に耐えられるものであり、今月中に堰堤などの土工事はおおむね完成すると聞いております。開発工事完成時点では、50年確率降雨に耐えられる調整池が恒久施設として建設されます。

次に、11か所の沈砂池については、途中で5年確率降雨に耐えられる調整池に改修されておりますので、土砂が堆積すると雨水の排水機能が阻害されるため、その都度、必要なしゅんせつがされているものと思いますが、パトロールの際も土砂の堆積はございませんでした。

また、現在は11か所の沈砂池のうち10か所を30年確率降雨対応の調整池に拡張することに加えて、新たに土堰堤による30年確率降雨対応の調整池を造る工事が行われており、先ほど申し上げたとおり、おおむね今月中には完成する予定です。

続いて、大きな2点目ですが、事業者が開発地より下流の水路について流下能力を計算しております。これについては、事業者による令和元年11月1日付の開発許可申請と、その後の令和3年2月16日付の開発許可変更申請において、水路勾配にそごがあり、水路の流下能力を甘く見積もってありましたこ

とが問題となり、奈良県からも工事中止が命じられておりました。そのようなことから今回、改めて事業者が奈良県に提出した開発許可変更申請書について、開発地より下流の水路の流下能力計算書について、水路勾配や水路断面が正しく現地測量がされていたのか。また、流下能力の計算が間違っていないかについて、平群町でも現地確認と検算をした結果、特に間違いがないと判定したところであります。

次に、業者による水路の流下能力計算においても、平群町における検算結果においても、結論として水路断面が不足する箇所が一致しており、2か所ございました。一つは櫛原地内のため池横の箇所であり、これは、支障となる橋を下流に移動させて解決します。もう一つは樁台の北側の箇所ですが、水路壁を兼ねている水田の畦畔が崩れたり、転石によって水流が阻害されているため、コンクリートで補強して水路断面を確保します。また、計算上は断面不足ではないのですが、樁台の北側水路の少し上流に直角に水路が折れている箇所があり、水流の勢いであふれる心配があるため、ショートカットする形で、水路の角度を緩和します。そのほか、フラワーロードの道路のり面に敷設されている管渠がのり面崩壊により不安定になっておりますので、この箇所についても水路部分をコンクリートで補強改修いたします。なお、改修工事の詳細については、引き続き協議いたします。

住民説明につきましては、従来お答えしているとおおり、事業者の責任において実施するべきものですので、引き続き、事業者には水路改修方法も併せて地域住民へ丁寧に説明するよう指導してまいります。

大きく3点目の事業者との協議を証する書類についてですが、これまでも説明しているとおおり、事業者とは協定書を締結しております。また、事業者は農業水路や里道水路について地元自治会から書面で同意を得ております。また、町が管理する里道水路については廃止、付け替えについて決定しております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

順次質問します。

まず1点目の、現在の状況で大丈夫なのかという、ずっと不安のあった問題です。年末までに防災工事を行うということで、今、おおむね終わるといことなんですが、間違いなく終わるのかどうか。今月中、もう今日が13日ですから、あと18日しかないわけですね。それで年末になりますから。それがまず間違いのないのかどうか。この点、再度お答えください。

それからですね、11か所の沈砂池のしゅんせつについては3か月に1回実施するということで、してるのかという質問に対しては、パトロールをしたときにはしゅんせつされていたというような答弁だったと思うんですが、一番直近のパトロールはいつで、そのときは11か所全部、全て見て回って確認したのかどうか、その点、再度お答えください。

それから町長のビラ、選挙後の後援会ビラでいろいろ書かれてるんですよ。ほんまかいなど。この間、私、最初にも言いましたように、今回が11回目ですから、年4回の一般質問で11回目ということはほぼ丸3年間この問題について質問してきたということになるわけです。ちょっと嫌事も言いたいところですよ。なぜかというとな、今回、再度いろいろ調査をやり直したりしてるという、こういうことも今までほとんど町はもう全部県に丸投げで、もう町としては何もしない、もうそういうスタンスだったわけですね、最初はずっと。もう決まったことだから、もう県が許可出して決まったことだから何ぼ言われても駄目なんだみたいな、そういう態度でした。それが今回、町も一定のお金も出して調査されたという。それも質問してきた結果だなというふうに思ってます。これは質問と直接関係ありませんが。

次にですね、その町長のビラでいろいろ書かれているので、それについて質問します。

まず、下流域の部分です。町のほうが、河川協議の部分ですけども、下流水路において、部分的な改修が必要な箇所について協議、指示、こういうことについて質問したわけですけども、今、その下流域の流下能力の問題で、もともと全ての測点、私、さっき40か所と言いましたが、昨日頂いた町の15日にやる全員協議会の資料、これではこれ、測点全部で33か所に減ってるんですけども、それはなぜかちょっと分かんないですけども、減ってるんですけども、この33か所、これについて、こっちも昨日確認したんで、これについてもちょっとお聞きしますけれども、もともとは全ての測点を180パーミル、18%の勾配にした、それを今、答弁では「流下能力を甘く見積もった」と部長、表現しましたけれども、はっきり偽装したとやっぱり言うべきです。知事も言ってるんですよ、偽装だって。

あなたたち、そういうふうに何か大した問題でないような表現で、「甘く見積もった」って全部一緒の数字になってなのに「甘く見積もった」なんて表現、おかしいでしょう。まず、そこからして町のスタンスが業者寄りやって言われるわけですよ、そういう態度が。偽装は偽装とはっきり言いなさいよ。このことをまず指摘しておきます。逆に町が甘く見られますからね。

それからですね、下流水路の流下能力について検算した結果、検算したと言

いましたよね、事業者の申請書類に間違いはないということでした。その上で、断面不足が2か所、それと樁台の直角に曲がる所ですか、あそこ、ほんで、それから広域農道渡ってすぐのところが崩れてるのでというような答弁で、全部でいうと4か所改修するということですが、この資料で要するに流下能力不足というのは一番右にNGと書いてるのが3か所ですよ。Kの⑦と⑧、それからKの1。もう1か所、これはどこになるのかというと、要するに樁台のところですからKの4になるのかな、そこを改修すると、こういうことなんですが、この数字、間違いはないですか。

要するに、全員協議会に今度、議論する資料の5の10の3年確率降雨に対する流下能力の検討、この表です。この表で判定NGの測点、ここがさっき言ったところだと思うんですが、それで間違いはないですか。

それからですね、この表でNGとなっている流出量が流下能力を超えているということで、これ、数字をずっと見ると、流出量と流下能力の数字を比べて、流出量のほうが流下能力より小さいところはオーケーですよ。ほんで、大きいところがNGとなっているわけですよ。要するに流下能力を流出量が超えたところは改修しなければならない。そういうことでよろしいですか。これも確認です。

それからですね、この資料は町が専門のところに依頼して作られたと思うんですが、先ほどの答弁で事業者が、協栄ソーラーのほうが出してきた資料も検算したと。ほんで、町のこれと比べて、それで間違いなかったと、こういう答弁でした。しっかりチェックしたということになるんですが、これは県もチェックされたんですか。その点についてもお答えください。

さらに、町長もおっしゃってるように、この問題は住民の安全が最も大事です。それをどうするかということで今回、町ももともと予定してなかった下流水路の河川協議をしてですね、町自身も河川のチェックもして、数字も出されたわけですから、3か所以外は全て安全だということはもう確認されたと、そういうことでよろしいですね。それも教えてください。

それから、大きい2点目で住民説明会について、えらい簡単に「しない」と。これはもう最初からおっしゃってるんですけども、でも、おかしくないですか、町長。河川協議、水路の安全性は町の責任で確認するんですよ。町の責任で確認して大丈夫だというんだったら、町が事業者と協議したこと、また、専門家に依頼してチェックしたこと、これらのことも踏まえて、災害の心配をされている、特に下流域の樁台や西向や元山上周辺の住民の皆さんにはですね、当然、町としても説明する責任があるんじゃないんですか。それをなぜやらないのか。なぜ業者にと。

業者にと何回もおっしゃるんだけど、業者の説明はもう何回もいいかげんですよ。やって、いろんな意見が出ます、住民から。ほな、またやりますと、またそれには答えるようにしますと言うんだけど、全然誠実じゃないです、この間。最初に始まってからもう2年以上になりますけども、3年ぐらいたちますけども、もう最初っから全然誠実じゃないんですよ。だから、そこは町もね、ちゃんと職員を派遣して、事業者がちゃんと住民に対して誠実に説明してるか、また、質問に答えてるか、そういうことをやっぱり見にこないと駄目です。最初は何回か担当者が来られてましたけど、あとはもう全然来ないでしょう。来てないでしょう。知らん顔でしょう。ほんで、住民と知らないところで事業者と町が話し合いをしている。こんなんでもええんですか。被害受けるのは住民です。だから、そこんところはもうちょっとちゃんと。

事業者に指導するのは当たり前です。でも町の言うことなんか全然聞いてませんよ。それか、ちゃんと指導してないのかもしれないけど。私たち分かりませんからね。いずれにしても、これはもう1回ね、町長、こんなもん、説明せえへんかったらおかしい。これはもう1回答えてください。

それからですね、書類についてですけど、全て整ってるというか、でもですね、例えばですよ、さっき、全て整ってるというような言い方じゃなかったんですけども、答弁だけ聞いてて、そうとれたんですが、かんがい用水について、これは事業者の説明会でも、今年8月の説明会でも西向の方から出てました。かんがい用水については西向も対象になるのではないかと。要するに農業用水として利用してるのに、当然あそこを開発されれば大釜川の水量が減るということになるわけですね。今の計画では大釜川のほうには開発地の調整池にたまった水を流しませんから、当然、今、普通に山林の場合だったら流れてくる水が減るということで、当然、取水している西向に対して業者が説明すべきですよ。その点、どうなのか。

これについては、先に言っときますけど、今年の9月28日に町長は西向の自治会の皆さんと面会をしてですね、町の立場はすぐ下の大釜川から取水している西向に対し、業者は説明し、同意が必要と指摘していると。もう一度、西向側へ説明、同意を取るよう指導していきたい、このように発言されているんですが、さっきの話だったら全部同意取れてるような話なんですけど、これ、同意、まだないですよ。その点についてもお答えください。

以上、多くなりましたけれども、一つずつよろしく願います。

○議長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

それではお答えいたします。

まず、年末までに防災工事が終わるのかということなんですが、お答えしたとおりですね、大きな土木工事、堰堤といいまして土で堤を造るといような工事については、年末までにおおむね終わると。残る工事としましては、いわゆるたまった雨水を徐々に放流していくというような配管関係の調整とかが若干残るかも分かりませんという話で聞いております。基本的に11か所の沈砂池、調整池があるんですが、そのうちの10か所についてはですね、大型土のうなんかで堤を造ってるわけですが、これについても若干、30年確率ということで調整していく中で配管なんかをもう少し改良していく必要が出てくると。そこら辺が年明けぐらいまで残る可能性があるということですと聞いております。

しゅんせつの関係、沈砂池にたまった泥とかのしゅんせつの関係ですが、全部つぶさにパトロールしたのは、恐らく10月末ぐらいにしています。それ以降、11月の末にも工程会議をやっておりまして、その際も一部確認しておりますが、泥がたまって機能が阻害されてるといような状況ではございませんでした。当然、調整池ですから、泥がたまって排水管が詰まってしまうということになりますと、調整池にどんどん水がたまってしまいます。水がたまってしまいますとですね、外部から見てもはっきりそういう状況というのが分かるわけです。少なくともそういう状況にはない。排水管から排水されてる状況であるということですよ。

河川協議のことなんですが、こちらの答弁の表現について御批判されてるんですが、要するに水路勾配を非常に長いスパンでポイントをとって、業者がですね、その長い距離の中での平均の勾配を採用して、その結果、水路については上流から下流までかなりの高低差がありますので、結果的に180パーミルというようなことで、水路勾配がきつから水がよく流れるといような計算を最初はつけてたわけです。それが「いや、そうじゃないですよ」と、長いスパンの中で平均の勾配をとるのではなく、その長いスパンの中で緩い勾配の部分もあるから緩い勾配の部分については流下能力が落ちますから、それはおかしいじゃないかという指摘がありまして、それが問題になったということです。

そのことについてはですね、もう既に明らかになっておりますから、このことについて、どういう言葉で説明するかどうかというのは特に重要な話じゃないのかなと。要するに偽装なのか、甘く見積もったのが偽装であるといえ偽装だし、うそといえぼうそだし、奈良県もだまされたといような知事の御発言もありましたんで、そういうことだといふふうに考えております。この答弁

をもって業者から甘く見られるというような意味合いではないのかなと。

次に、検算結果なんです、断面不足の箇所、資料に出さしてもらってる箇所、基本的には間違いがございません。そこを改修する必要があるということです。流下能力が劣るところについて改修をしていくということです。また、下水路の計算に関してはですね、当然、奈良県でもチェックをされてるというふうに考えております。

他の箇所は安全なのかということなんです、林地開発の条件の中でですね、林地開発の場合は30年確率の調整池を造ると。なおかつ、開発前の水路について3年確率で流下能力を計算すると。それがオーバーする部分については改修が必要やというようなこと、あるいはその改修ができないのであれば開発地内での調整池でその調整容量をプラスするというようなことで書かれてるんですが、そもそも開発前の状況、現状について、3年確率で開発がなくてもあふれる部分というのが当然ありますので、それを開発地の中の調整池で一定流量を減らして、開発前よりは安全になるというようなことで調整池を設けると、こういうことだと思えます。

水路の安全性を町が確認、こういう検算もして、したことについて住民の皆さんに町から説明をするべきという再度の御指摘なんです、そもそも開発事業に関して町が説明するというのではなく、やはり開発事業者が責任持って説明するべきと、先ほど答弁したとおりでございますが、その説明が非常に不十分であったというようなことでございます。それについてはですね、事業者からもどういう説明をしたのか、あるいは、どういう資料で説明をしたのかということは確認はしておりますし、また、参加された方からもいろいろ、どういう状況だったかということはお聞きはしております。

確かに御指摘のとおり曖昧な説明であったり、後ほど、詳細について説明すると言いつつ、それがされてないというような御指摘もお聞きしておりますので、今後そのようなことがないように事業者には強く指導していきたいというふうに思っております。これからまだまだ事業者のほうからも含めて説明を必要とする部分がございますので、一つ一つ必要な説明をするように強く指導はしていきたいというふうに思っております。

西向側の大釜川の農業用水の確保につきまして、これについても西向の自治会、あるいは水利組合とも町のほうと話をしております。具体的にどういうことかといいますとですね、開発に伴いましてその調整池から出ていく水がこれまでは、大釜川という川なんです、その流域面積、これが153.87ヘクタールございます。ところがですね、開発に伴いまして、その153.87ヘクタールのうち大釜川に流れなくなる面積というのが発生します。それが3.

383ヘクタール、減少するということです。153.87ヘクタールのうち3.383ヘクタール減少すると。割合で言いますと2.19%、面積が減少するということになります。

奈良県の開発許可の中では一義的に橿原自治会なり水利組合の同意があるのですが、それについては開発申請の書面としては問題がないという御判断なのですが、平群町としましては現実、西向地域で大釜川からの水を使って耕作されている中でですね、この流域面積の減少について、きちっと西向にも水利組合にも説明をしてですね、一定了解を得るということをお必ずするようにという指導をしております。ただ、いまだにその話がないということですので、再度、事業者には指導をしてですね、きちっと地元の水利に関して、かんがい用水量の変化については説明をした上で、御了解を求めていくということをお指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

もう1回質問しますね。計画地の今の防災工事についてはおおむね年内に終わると。排水施設が一定来年にまたがるということですが、これについても早急にやっていただいて、ずっと危険なまま来てるわけですから、そのところはきちんとやっていただきたい。

それから、今、沈砂池については堰堤工事をして、調整池機能を持たせる工事をずっとやっているわけですから、当然工事やっていますから、しゅんせつは今はされてるんだと思うんです。でも、これからですね、それ終わって、今やっている工事が終わったら、後、またどうなるか分かりませんので、引き続き、きちっとパトロールして、しゅんせつはちゃんとやってもらうようにやっていただきたいというふうに思います。これについては、もうそれで結構です。

それからですね、変更申請の許可の流れということで、特に平群町が協議すべき河川協議について、先ほどもいろいろ指摘しました。その中で今いろいろ答弁いただいたんですが、この資料にあるNGと言ってる3か所が流下能力が足りないのでは遅れるということなんですかね、そもそもですよ、そもそもこの表、間違いはないですか。チェックして間違いはない、県も見られたということですよ。本当に間違いはないのかどうか。

ある専門家はこの資料の流出量の計算が間違っていると指摘しています。じゃあ、どこが間違っているのか。この資料の、ちょっと字が小さいんですけどね、洪水到達時間、異常に長い。それは気づかれませんか。例えば、Kの1、これ

はもう入り口のところですけども、集水面積があって、そっから入ってくる水の量が、水が一番ピークですね。雨が、3年確率ですから80ミリちょっとですか、それが降ったときに、降っている間の流れてきて一番流出量が多くなるまでの時間、それが書いてあるんですね。165.9分って書いてあるんですね。2時間45分ということですよ。

こんな長いというのはおかしいんじゃないかという指摘があって、どうしてこんな長くなるのか。これ、疑問に持ちませんでしたか、担当課として。県も見てるわけですから、県も専門家がいると思いますよね。町はなかなかそういう、一級建築士とかという職員はいませんからあれですけども。そこ間違いないのかどうか、ちゃんとチェックされたのかどうか、お聞きします。

それからですね、住民説明会ね、これ、おんなじ答弁ばかりしてるけど、町長、ほんまにどうなんですか。あなた、自分のビラで、安全ですと住民に言ってるわけじゃないですか。安全ですと言い切るんだったら当然、河川協議はこういう河川協議をして、数字も全部チェックして、ほんで、流量がオーバーするところはこういう改修をするんで皆さん安心してくださいとその説明するだけです。なぜ町ができないんですか。何で住民に向き合わないんですか。自治会の役員の方々が行ったときは面会されてるじゃないですか。それと同じですよ。

住民が、例えば樁台なら樁台の住民の皆さんが、400戸ほどありますけれども、自由に参加できて、町がやってることに質問できる。そういう機会をつくるだけじゃないですか。なぜそれができないのか。どう考えたっておかしい。住民に一番密着した自治体が住民に、町が許可しようとする、そういう事業の中身について全く説明できないというのは私は理解できない。全く開かれてないじゃないですか。あなたが公約でいろいろ書いてる、「皆さんと共に輝く」、どこが輝くんですか。「平群の未来をつくるため」、住民がちょっと、さっきの稲月議員の質問に、住民からの要望には丁寧に答えます、自治会の言うことは全部とにかく受けるけれども、さっきも出てましたけど、1人でも受けると言ってるわけでしょう。それと一緒にじゃないですか。おんなじ答弁してもらったらいいいんですよ、さっき総務部長が答えたと同じような答弁を。なぜできないのか、町長、教えてください。その2点。

○議長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

あさっての全協の資料の計算なんですけど、資料5の10なんですけど、これ自体は町のほうで作りましたので、この表自体を奈良県がチェックしたというこ

とではありません。3年確率降雨について、一定計算をしたということです。

到達時間に関しましては、その到達時間を考える方法といいますか、計算する方法というのが何種類かあります。簡易的に、例えば到達時間を計算するに当たってですね、例えば10分というような時間を到達時間に足し込んで簡易的に計算する方法もありますが、それ以外に3種類ほどの計算式があります。その中で到達時間をできるだけ現状の水路の状況に合わせるような計算式というのを採用しておりますので、そちらで検証された到達時間とは計算の方法が違うので違うということが生じるかも分かりません。

あと、住民への御説明ということなんですが、いろいろな開発事業があります。たしか議会と理事者側との紳士協定といいますか、一定規模の大きな開発に関しては全く議員の皆さんが知らないということではよくないだろうということで、一定の規模の開発については議会に内容を説明するというごさいます。町の公共事業ではない開発に対して町のほうが事業者の代わりに説明するような形を取るといのはやはりちょっとそぐわないんじゃないかというふうに考えております。やはり、民間の事業ですから民間の事業の事業主がきちっと責任を持って説明すると。その説明に当たっては町のほうでもきちっと説明をするように、それは強く指導していけばいいことじゃないかなと。

また、先ほど山口議員が言われたように、事業者がやった説明が不十分であったり、足りない部分がありましたら、それについては町のほうでも確認して、さらに住民の皆さんが理解、了解できるような説明を改めてするように、また指導していくというところ辺で考えております。

ただ、その地域地域、自治会の代表の方とかはですね、この件に関しても町長の話の聞きにこられるというふうなことが何回もあります。それについてはですね、しっかりとお考えだとか御要望をお聞きするという、従前やっておりますので、それについては、引き続きそういう形で、地域の住民の皆さんとの話なりをしっかりとやっていきたいというふうに考えております。また、御要望について事業者にもしっかりと伝えていくということも含めてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

まず、間違ってるという点、指摘しますね。まず、ピーク時の各測点の流出量は洪水到達時間によって差が出ます。これはもうもちろん御存じですよ。要するに洪水到達時間が長ければ長いほどピークの流量は短いときより下がる

という、緩やかになるということです。

町が出している、これは町が作って県は知らないと言い直されましたけども、でも、県もチェックしてるんでしょう。第一、ここには県が河川協議しなければならない櫛原川の部分も9か所あるわけですよ、測点が、測ってる点がね。だからピーク量は小さくなるわけですから、この資料、洪水時間が非常に長いとさっき言いました。全協のこれで流出量から逆算して、要するに流出量を出すためには集水面積も大きくウェートを占めるわけですね。逆に言えば、集水面積が広いほど水はようけ流れるわけですから、ただ、ようけ流れるのと、ただ広ければ時間もかかりますからピークの時間が遅れると、そういうことらしいです。私も教えてもらって言ってるわけですけども。

ですから、この資料5の10の流出量から逆算して、集水面積を導き出すとどうなるかですよ。実際の集水面積の10倍、100倍、100倍になってるんです。例えば、集水面積は1ヘクタールなのに100ヘクタールになってるわけですよ。実際は1ヘクタールしかないのに、この流出量を計算するために出した面積は100ヘクタールになってるわけです。実際1ヘクタールの場合、例えばですよ。

それ、何でそんなことになったか。要するにね、この計算するときには1キロ平方メートル。1キロ平方メートルというのは1,000メートル掛ける1,000メートルですから100万平方メートル。100万平方メートルというのは100ヘクタールのことです。分かりますね。本来、だから例えば、1は難しいんで100ヘクタールの面積だったら1キロ平方メートルなんです。だから1キロ平方メートルって書かなあかんところを100と書くと100倍になるわけです。分かりますか。要するにヘクタールの数値をそのまま、あそこ全部で伐採したのが30ヘクタールですけど、30ヘクタールの面積を30キロヘクタールとして計算してるんです、集水面積を。それで逆算すると全部この数字に合うんです、到達時間に。だからこれ全部間違ってるんですよ。

全部というのは、要するに流出量は全部間違ってるんです。ほかが全て合ってたって洪水到達時間が変わってきますから、流出量は全部違うんですよ。それで計算し直したらどうなるか。この33か所中26か所が流下能力より流出量のほうが大きくなるんです。このNGになってるところは当然ですけども、NGにならないのは7か所だけなんです。それもぎりぎりですよ。流速が速かったりいろいろしますから。それはきちっとチェックしたと言えるんですか。まず、そこ、どうなのか教えてください。

それから、何回も言いますが、町長、教えてくださいよ。なぜ住民に説明できないか。民間の事業者の事業だから説明できない。何も事業の中身全部説

明しろと言ってるんじゃないです。住民の命や財産を守ることに関係する開発地の下流域の安全性について町がチェックすることになってるんだから、町としてチェックして安全だったら安全と、それをちゃんと理屈づけて、科学的にこういうことで大丈夫なんですよと説明するだけの話じゃないですか。あなた、ピラに安全と書いてるじゃないですか。それで住民の安全が一番大事と書いてるじゃないですか。その一番大事な住民の安全について説明できないってどういうことなんです。あと4年やるんですよ、あなた。自分の書いたことに責任を持ってないんだったら辞めなさいよ。失礼な言い方になりますけど。

だから答えてください。参事が答える中身じゃないんですよ。こんなもん政治判断ですから。民間のことはできないって平群町内で起こってることじゃないですか。民間がやった事業で災害が起こって、それで説明せえ言われたら説明しないんですか。熱海の伊豆山のあの惨事、市は説明しないんですか、あんなことが起こっても。起こる可能性があるから心配だからということで皆さん、今日、何人傍聴来られてますか。第5会議室も満席ですよ。それぐらい心配されてるんですよ。町長、答えてくださいよ、そこは。その2点。

○議長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

まず、私がさきに答えた話なんです、奈良県がチェックしてるというのはですね、当然、事業者が申請につけました、そういった流下能力等の資料については奈良県もチェックしてる。議員言われた、このあさっての資料ですね、これについては町のほうで作ったものです、これは別に奈良県がチェックしたものではありません。開発申請の中に事業者がつけたものについては奈良県がチェックすると、こういうことです。

到達時間の計算、この資料が間違ってるのではないかということですが、本来、平方キロメートルで計算する流域面積をヘクタールの数字を入れて計算してしまっただけのために到達時間が異常に長くなってるのではないかという趣旨だと思いますが、これについては、もう一度ちょっと確認はさせていただきます。ただ、3年確率降雨の水路の流量に関して、普通考えますと、あふれる部分も出てくるわけですね。あふれる部分が出てくる流量については、基本的には開発地内の調整池の中でそのあふれる部分の流量も一定調整するという規定されているというふうに認識しております。その到達時間の計算については、後ほどちょっと確認した上でお答えさせていただきたいと思います。

住民説明会につきましては、私が答えることではないということですが、従来の考えについてはもうお述べたとおりです。

以上です。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

住民説明会につきましては、今、参事が申したように、あくまでも実施事業者において説明会を開くべきだというふうに思っております。また、メガソーラーの建設の対応につきましては、災害が起こると地域住民や町が一番被害を被ることになることから、事業者に対して説明会の開催を行い、地域住民の理解を得るように、業者に強く指導してまいりたいと思います。また、今後とも奈良県と連携して、地域住民の生命、財産を、そして安心安全を守れるよう、全力を尽くしてまいります。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

間違ってるんですよ。もう全部間違ってる。で、県のほうは業者が。最初の答弁で、事業者が出した資料と町の今回、コンサルに頼んで作って、町もチェックしたということです。資料は全く一緒じゃないでしょうけどもほぼ一緒で、安全性を確認したと、最初、こういう答弁やったわけですよ。ということは、事業者が出したのもそのように間違ってるんじゃないですか。そうでないと、洪水到達時間を書いてんのかどうか分かりませんが、私は事業者が県に出した資料はこれ、ついてるんですかね、ここに。ついてないですよ。ついてませんよね。

ついてないから分かんないですけども、でも、町が町の主体でやった数字については、今言ったように、キロ平方メートルとヘクタールを、本来ならキロ平方メートルに直してやるべき数値を、例えば35ヘクタールとすればですね、本来なら0.35キロ平方メートルの数字を入れて計算をしないと駄目なのに、35の数字を入れて計算したために洪水到達時間が2時間以上3時間近くかかるというようなことになってるわけですよ。

それでいくと流出量が、例えばK-1だけを見るとですね、流出量が今1.195になってるんですよ。3年確率も1秒間に1.196。それが直してやると3.245になるんですよ。それぐらい違うんです。だから全て違うんです。だから、そこはどうすんの、これ。ちゃんとそれ、じゃあ、頼んだコンサルにすぐ連絡して、どの数字入れたか聞いてくださいよ。この洪水到達時間

を出すのに入れるべきキロ平方メートルで入れたのか、ヘクタールで入れたのか。聞いてもらったらすぐ分かることですよ。これ間違ってたら、この資料全部アウトですよ。この資料ってこっちやな、町が出した資料、これ全部アウトですよ。

アウトということは根幹から、だから、さっき、要するにあかんところはあかんって、流出量の多いところは全部、補修、修繕しないといけないってことになったら、町が出したこの33か所のうち26か所全部やってもらわないと駄目。それになおかつ、広域農道の下がどうのこうのと言ってたから、それも含めて。それ全部業者にやってもらわないと駄目なんです。業者がやらなかったら町がやらないと駄目なんです。許可下ろしたら。どうするんですか、これ。もう1回だまされてるんでしょう、勾配偽装で。

さっきはフラットにして180パーミルにしたって、そんなことプロがやるわけないでしょう、実際。そんな山、どこにもないでしょう、真っすぐにずっと下るような。全部水の流れなんてあっちこっち行くじゃないですか。勾配みんな違うのに決まってるじゃないですか。それをみんな一緒にして出したのを、あたかもええように、勝手にやったというか、意識せずにそうなったみたいなこと言うけど、そんなことあり得るわけないでしょう。要するに、2020年の3月31日までに許可を取らないとあかんから業者がそんなことやったわけですよ。完全な偽装なんですって。前後の状況を見れば全部明らかなんです、その辺は。

今度これ、これは偽装で実際にやったのか、町が頼んだコンサルがうっかり間違えたのか、どっちかですよ。これは専門家が指摘したことですからね。私がぼっと見て指摘したわけじゃないから、そこんところはちゃんと調べて。その結果によっては県に返事する中身が全部変わってきますよ、町として。町長がこのピラに書いたように、県への意見提出12月中旬頃、あさってやって、議員の意見だけ聞いて、それでぼっと送るという段取りなんでしょうけど、そんなわけにいかないでしょう。ちょっとそれ、すぐ確認してください。そうでないと前へ進まんでしょう。今日終わりませんよ。あさっての会議もどうなるんですか、これ。

だから、町長答弁してくれたけど、ほんまに住民のことを考えませんね。そんな住民説明会するの、嫌ですか。何でか理解できないんですけどね。何でそんなに嫌がるんですか。町内で起こってることでしょう。民間の開発であれ何であれ、町内で問題起きたり、住民が命や安全を脅かされる可能性がある問題で、特に関係する地域の住民に、多くの皆さんに集まってもらって、より多く理解していただくというのが行政の本来の立場だし、町長が常に言ってる輝

く未来とか、子どもたちの未来とか、いろいろええことは言うてはるけど、それを具現化するのが、場合によっては住民と膝を交えて話すのが大事やと。

特に今回のことは1回偽装もされてるわけですから。その偽装を見つけたのも住民じゃないですか。あれ、なかったらもうとっくに工事、相当、ほぼ終わってる可能性があるんですよ。ほな、そのまま、むちゃくちゃ危険なことになってたわけじゃないですか。そのことを考えたら、より住民の安全を守るためにも多くの人たちの声を聞くというのが大事だと思うんです。それをできないというのは情けない話ですよ、はっきり言って。もう言ったって同じことですから、こっちのほうはもう。またどっかで言いますけども、とにかく数字間違ってるかどうか、確認してください。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

この3年確率について計算した資料5の10については、改めて確認いたします。ただですね、資料5については、いわゆる林地開発における開発前の水路、その3年確率で想定されるピーク流量がありまして、その流量が水路の能力をオーバーする部分について、どういう措置をするかという話を資料5の中で説明させてもらってます。これについてはですね、3年確率でオーバーする部分について河川を全て改修するということではなく、上流の開発地の調整池でその分は、調整容量で調整をしていくということです。

先ほど来の水路改修をするという部分についてはですね、その上で50年確率の調整池を造って、50年確率の調整池から出てくる水の量というのをその調整池ですっと絞っていくと。絞っていった結果としてもまだ断面が不足する部分については改修するということです。事業者が出してきました下流河川の流下能力の算定については奈良県のほうでもチェックをしてもらっているということで、これ自体も確認をしたんですが、これ自体は間違っていないというふうに申し上げます。

この別冊資料で作りましたこの最後のページの流下能力、これ、3年確率降雨でどこら辺が問題になるかということを確認するために作ったんですが、山口議員のほうで計算式の間違いがあって、その上で計算し直すと流下能力オーバーする部分はかなり出てくるという御指摘です。

仮にそうであったとしましても、それについては上流側の開発地内の調整池でその分は調整していくのでクリアするんだと、それについてはクリアするんだというのが奈良県の考え方といいますか、許可をするに当たっての考え方は。ですから、この一番最後の資料が仮に流下能力を上回る流出量があるとい

う計算になったとしてもですね、それをもって、その部分を改修するという意味合いではございません。ただ、もし、これ、間違っていましたら大変申し訳ないので、至急確認はさせていただきたいと思います。

それと、何か物の言い方みたいな話になるんですが、別に先ほど来、言ってますように、偽装という言葉を使ったって、あるいは奈良県がだまされた、平群町もだまされたという言葉を使ったって、別にそれ自体否定してるわけではありません。要するにそれが間違ってたよと、それが故意かもしれないよねという話なんですけど、それは断定はできませんが、確かに一定の専門家が作ったものですから、議員が言われたような形で偽装をあえてしたという御指摘があったとしてもですね、それをなかなか否定はできない話だろうなというふうに町のほうでも感じてはしております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

間違っても関係ない。最初言ったことと大分答弁変わってますけど。最初は、流下能力が流出量を超える部分については基本的に改修していくという話でした。だからこのNG、確認したんじゃないですか。NG3か所は全部やるんですねと。ほかも全部変わってきたらどうなるんですか。

ほんで、私、資料持ってませんから聞きますけど、じゃあ、事業者が出してきた流下能力、洪水到達時間は平群町が作ったやつと数字一緒なんですか。ほんで県のほうはというか、事業者が出したのは全部流出量を流下能力が超える、要するに大丈夫だという数は一緒なんでしょう、平群町のと。何で、じゃあここは、要するに洪水到達時間が変わったら全部流出量変わるのに、何で事業者の数字と一緒にしたんですか。だから事業者が出した数字の洪水到達能力も同じような間違いをしてる可能性があるわけじゃないんですか。

ほんで、言い訳みたいにその数字が変わったって、要するに調整池をちゃんとすれば問題ないんだというんだったら、じゃあ調整池、全部もっと大きいものにしないと駄目になるじゃないですか。そしたら、そうなったら元の工事全部変わってくるんですよ。

ほんで林野庁が言ってるのは、基本的には山林のままで流下能力を超える流水量が流れる可能性があっても、それはそれで今までやってたんならそのまま、工事する場合はもう一度ちゃんと計算し直して、流下能力より多く出る流出量のところについてはちゃんとしなさいよと。そら、災害の危険があるからですよ。だから、あなた、最初に、町のほうはですよ、町長のピラにも3か所

ほど、何か所か危ないところは直しますと書いてあるわけじゃないか。

ほんで、今度それがもっと数増えたら、26か所になったら、いや、そんなもんは本体工事の中で調整池で調整すればええんだって、そんな答弁変わるような話、ええんですか、そんなことで、町長。終わりませんよ、これ。エンドレスじゃないか、そんなこと言い出したら。全部見直すべきでしょう、ここを。間違ってるんだから、もう1回現場全部見て、数字も直して、26か所全部かどうかは分かりませんが、それぞれ違うでしょうから。計算し直したら26か所がアウトになるんだから、NGになるんだから、それをもう1回町としてもチェックして。

ほんで、こんなことを計算して間違える事業者が、もし、これ間違ってるのが完全に事実とすれば何ちゅう事業者なんだということになりますよ。それこそ今言ったように、ようしてやったんかどうかは別にして、あまりにも稚拙じゃないですか。そんなコンサルに頼むほうもどうかしてる。ましてや最初の偽装なんて、「だまされた」と知事が。それじゃ県も町も間抜けじゃないですか、それも見抜けないんだったら。住民、特に県なんて専門家もいてるのに見抜けなかったなんてこんな恥ずかしい話、ないんですよ。人口140万の自治体の開発許可を下ろすところがそんな情けない話でええのかという話になるじゃないですか。

それをいまだに偽装やということに対して何か違うみたいな言い方してるけども、あくまでも完全に偽装ですよ。それぐらいのいいかげんな業者です。住民説明会、私も何回も聞きましたけど、金もうけのためなら何でもありですよ。そんなとこに平群の貴重な緑を売り渡して。持ってるものは仕方ない。開発しようと思ったらできるでしょう。でも安全性が最も大事だというんなら、こんな数字間違えてたら絶対駄目でしょう。だから言ってるんですよ。もうこれ、エンドレスになるからちょっと調べといてください。

ほんで議長、すみません、この問題。この1点目、まだ終わらずに答弁きちんと調べて、私が言ってることが正しいのかどうか検証してもらって、その間に2点目、3点目、4点目の質問、答弁してもらって、その間、調べてくださいよ。担当者入れ替わってええわけやから。そうしていただけませんか、終わりませんから。時間何ぼあっても足らなくなりますから。

○議長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

先ほど申し上げましたように、もう一度確認はいたしますと言ったとおりでございます。ただ、この資料のいわゆる5の10という表と申請に当たって出

す下流の流下能力の計算の表、これ、また別の話になります。別のもんです。開発申請に当たって計算した下流の水路の流下能力そのものが仮に間違っていたら、これはもう話にならないわけですが、それについてはですね、確認をしております。これは間違っていないと。

それはどういうものかといいますと、調整池をどのぐらいの大きさのものが必要であって、その調整池から出ていく水の量はどのぐらいに絞らないといかないかという計算をして、その絞られた水が50年に一度の雨が降ったときに下流域で被害が出ないように調整をするんですが、その絞った結果、出ていく水が下流域にどういう影響をするかという計算がありまして、そこで、その計算をもって水路を検証した結果、断面が不足するところについては改修をしていくということです。

この資料の5というのは、いわゆる林地開発に当たって、基本は調整池というのは30年確率の調整池を造りなさいよと。その上で、下流域の水路が3年確率降雨で流量がオーバーする部分については河川改修をするか、もしくは、上流の調整池で調整をしていくということです。その調整をするという考え方について、あさっての資料の資料5から資料5の10、今、問題にされました計算式までを一つの資料としてつけているわけです。この資料5の10のものと開発申請における50年確率で造った調整池から出てくる水を検証した結果のものというのはちょっと違うものですので、それは資料5の10、確認しますけども、これはオーバーした部分については開発地の50年確率の調整池で調整するので、それについては奈良県としても検証した結果、検証といいますか、考え方としてはそれでいいというふうに判断しているというふうに聞いております。

この別冊資料の5の10についてはもう少しといいますか、コンサルに確認しながら到達時間の捉え方が間違っていないのかということとはちょっと確認して、答えをまた御報告させていただきます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

そんな答弁ないと思うよ。じゃあ事業者が出した流出量、これ、流下能力はどこが計算したって一緒のはずやから。断面とあれが全部出るわけでしょ、流下能力については。そしたら流出量は、事業者が出してきた流出量、県に提出した流出量と平群町がこれ作った流出量はみんな違うのか。同じ測点のところをこれ、チェックしてるわけでしょう。そんな言い訳じみた言い方するのおか

しいって。だって100倍違う集水面積で計算するなんて。そんなんしてピークの流出量を下に抑えてるわけじゃないですか、結果として。それを何で認めないのか。

ほんで、さっきはこのNGのところは全部直さなあかんと言ったのに、今度は本体の調整池で調整したらそんでええんだって。そんな話にならないでしょう。おかしいって。そんなん納得できるわけないやん。どうするの、それ。すぐ聞いてみてよ。電話したらすぐ分かるのちゃうのか。どんな計算式したんて出してもうたら。この前のページの資料5の9のAの数字でしょう。Aの数字がヘクタールでやってんのか、キロ平方メートルでやってんのか、そこだけの話ですよ。それ、6乗とかなってるから100倍数字が変わるわけじゃなくって、それで行くと、さっき言ったように何倍か違うわけです。着く時間が早くなるわけです、もっと。ピーク流量になる時間がね。それを言ってるんだけど、もうそれ以上答えないんだったらこれはもうおかしい。

ほんで、そんな数字、県のほうの数字は間違いないからそんでええんだって、ほんなら、何のために町は自分とこの金使って。住民の安全のためにやってんのちゃうのか。私がこの間さんざん質問してきたからやることになったわけでしょう。町の責任で河川協議をすることになったわけでしょう。なら、今度はそれがあたって直さんでええねやったら全部直せんでええやんか、それやったら。今のままほっといたらええねん。ほんで、調整池で全部調整してますからと言うたら、それで済むのか。そしたら、さっき最初に答弁したことと全然違うじゃないか。そんなことで町長、納得できますか。副町長も納得できますか。傍聴してる人みんな納得できないと思いますよ。

○議長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

電話するなり何なりして確認はしますというふうに、そら、すぐ分かるだろうなと思うんで。確認しませんと言ってるんじゃないくて、確認しますと申し上げてます。

それと、開発申請の中でいう河川の流下能力の算定についてはですね、いわゆる流下能力に関してはこの資料5の10についても同じ数字が入ってます。断面と勾配があって、そこで流下能力。で、流出量ですね。流出量、これについてはですね、当然、計算によって変わってくるわけです。流下能力は一緒ですけども、3年確率なのか50年確率なのかということによって変わってくるんですが、その開発申請に出た流下能力の計算についてはですね、資料4の6のほうに検証した結果を出してるわけです。その結果、改修をしていくというところ

がありますよと。その箇所については事業者が言ってる箇所とイコールですと。だから、ここは改修しましょうと。

だから、資料4の6と資料5の10を一緒のように思われてると思うんですが、これ、また違うものでありまして、資料5の10については3年確率降雨ということで、どこが問題が出てくるのかということで、これは先ほど言いました、その部分は開発地内の調整池で調整するべき容量を計算する話です。それは3年確率降雨での流量を計算したものが資料5の最初のほうの説明でクリアしてるんですよという話を資料5の8まで説明してる。

それを町のほうでこの3年確率の流量計算、どこが問題になるんだろうということでしたんですが、だから、さっきから議員言われてるように到達時間が間違ってたら流出量が変わるので、言われたんは、K-1というのは1.196という流出量だけでも3.245が正しいんじゃないかと言われてるわけですよ。それは私、聞こえてますので理解しております。だから、到達時間が間違いであれば確かにこの流出量が変わってくるんですが、水路を改修するかしないかという話の資料としては資料4の6です。資料4の6で、業者の出してきた、下流河川の流下能力の算定と町が検証したもの、資料4の6が検証した結果なんですけど、それについては間違いがないということです。

なので、資料5の10の到達時間というのは、町のほうでコンサルに計算させたんですが、それが間違いであったということであった、仮にそうだとすると、その資料4の6の表がイコール間違いであるということにはなりませんので、それについてもですね、改めてちょっと確認をした上でお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

山口議員。

○7 番

分かりました。もういいです。要するにこれが、洪水到達時間が計算が間違っても本体の工事や安全性には関係ないと。そのことで33か所のうち26か所、流下能力を超える流出量があっても安全だと。ほかの数字でそれはもう証明されてるから大丈夫なんだということを使ったわけですね。これ、最後、確認です。そういうことでよろしいですか。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

そもそも下流域の水路というのは開発前の状況というのがありまして、3年

確率でいわゆるあふれる、流下能力を超える部分というのがありますよと。流下能力を超える部分があるんですが、それは開発後にはその流量というのが減りますと。減るような形で調整池を設けますと。だから、危険かどうか、安全かどうかという観点というよりも、従前の流出量よりも減らしていくと。開発の中でそれは減らしていくんですよという意味合いです。

だから、資料の5のほうの考え方を見ていただいたら、私から説明するよりもどういう意味合いなのかということについてはかなり詳しく書いております。私も専門の技術者ではありませんので、うまく口で説明することができませんので、こういう奈良県の考え方について資料をつけさせていただいてるということです。

○議 長

山口議員。

○7 番

何回も理屈の説明はええんですわ。要するにこれは間違ってる、私がさっき言った数字に全部直って、33か所の測点中26か所で流下能力を流水量が上回ってても、もうそれは別に町としては問題にはしてませんと。いや、ずっとそういう言い訳やったと思うんですよ。町長、それでいいですね。それは町の正式見解ですね。安全だって、こう言ってるわけですね。いや、そこだけ答えてくださいよ。

だから、参事が答えてもええけども、今そういうことを言ってるんでしょ。いろいろ言ってるけれども、県のほうのこっちの4の6の資料がちゃんとあるので、その上でも全体の開発を見れば安全なんですと、ここは数字変わったってあんまり関係ないんですってそういうことを今、一生懸命言ってるわけでしょう。だから、それやったらそう言ってくださいよ。専門家もそういうふうに言うのかどうか、私、今、分かりませんから、私は専門家じゃないんで分かりませんから。当然そういうふうには町が答弁してますよと、県にも聞かなあかんし、専門家にも聞かないと駄目でしょ、こんなん、これでええんですねって。

だから、町が直すと言ってるのとこだけ直してもらったら、あとは全部流量超えてようが、直す以外のところが二十何か所が流量を超えてようが、そんなことは別にそのままで、別に何もせんでも下流域は大丈夫ですよと、そら町が保証してくれるわけですね。いや、そんならそれでええです。もうそれでいいです。じゃあ、この件はこれで結構ですよ。

○議 長

観光産業課参事。

○観光産業課参事

先ほどからですね、お答えしている私の言葉を少しニュアンスを変えておっしゃるんで、正確に伝わっていないんじゃないかというふうに思います。3年確率降雨で流量計算して、それがですね、いわゆる林地開発の規定の中でどのような扱いをするのかということに関して、奈良県に間違いがないのかどうかというふうに御確認されるのであればですね、私の言葉とか山口議員の言葉でおっしゃるんじゃないくてですね、ぜひこの資料5ですね、この考え方というのが間違っていないのかどうかということを確認いただきたいと思います。

答弁でこんなこと言うとしたけど間違いはないかということだと、正確に恐らく伝わらないんじゃないかというふうに思います。ぜひ、それについてはそういう形で、この資料5の10は間違いだということでおっしゃってますし、確認をしますが、考え方として、その資料5ですね、これが奈良県の開発を許可するかしないかの中の判定に関する考え方というふうに私は理解しておりますので、その考え方が奈良県の考え方と合ってるのかどうかということについてはこの資料で確認いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

もうエンドレスになるからやめますけどね、林野庁が言ってるのに対して考え方が違うと思うんですよ。基本的にきちんと、要するに開発する前に流下能力を超える流出量が出るような箇所についてはきちんと安全性を担保するというのが本来あるべき姿です。一番安全にしようと思ったらそうなんです。それをした上で開発すれば今の県の、要するに災害ができるだけ起きないようにする基準にかなうわけじゃないですか。それを数字がここ間違ってたって関係ないというようなことを平気でね、それが奈良県の開発許可基準とは関係ないんだったら、こんな数字出す必要ないじゃないですか。なぜこれ、じゃあ出すんかって、もうおんなじ話になるから答弁いいですけど、これは絶対譲れませんよ。もう1回数字全部出し直してください、どっちにしても。

そのことについては当然、奈良県の森林審査会では専門家の先生らも協議されるわけですから、そこんところはちゃんとしないと平群町としてどうなんだと。あなたたちは専門家でなかったって、一番身近な住民の行政として河川協議の責任を持ってるんですよ。それをこういう数字が間違ってるって指摘されてるのに、まだ確認してませんけども、間違ってたら全部変わるわけですから、それに対して真摯に答えるのが本来でしょう。それを、いや、これは関係ないんだったら、こんな資料つけんでいいじゃないですか。県のほうだけでいいじゃ

ないですか。そんなんね、もう何ぼ考えたってね、町長、よう考えてくださいよ。命に関わる問題ですよ、あなたも書いてるように。住民の安全が第一だというんだったら一つのそごもあってはいかんのです。だから言ってるわけ。

それを言い訳じみたことばかり職員が言わざるを得んような。どういうことですか。住民の立場に立つのか。金もうけの事業者の立場に立つのか。どっちかなんですよ。それを言えば、法律で出てきたものを拒否するのはできない。当たり前です。できないけれども、拒否はできないけれども、とことん安全にしていく。その立場で詰めていけばですね、あんな偽装したり、住民にきちんと説明しない、うそをついたりする事業者が、そんな人の味方になれるわけないでしょ、実際問題。あした質問する人は事業者の責任ないような質問されるそうですけど、そんなはずないでしょう。住民の立場に立つかどうかですよ。

もう答弁要りませんよ。とにかくそれはちゃんとしてください。あさって、またこれやるわけですから。その辺については町のほうもきちんと責任ある立場で、今、参事が言ったようなことで本当にいいのかどうか。町長の口からもちゃんと答えてください。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

コンサル、そしてまた、県のほうにきっちりと確認をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

山口議員。

○7 番

もう相当長くなりましたので、この件は一旦これで終わりますけれども、ちょっと納得いってませんので、ぜひですね、町のほうもきちんと調べて、住民にしっかり答えられるようにしていただきたい。このことはお願いして、1問目は終わります。

○議 長

山口議員の一般質問の途中であります、休憩を挟んで再開したいと思いません。

午前11時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時44分)

再 開 （午前 11 時 50 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、山口議員の大きな二つ目の虚偽説明で廃止を決めたウォーターパークは存続をについて答弁させていただきます。

まず、1) 新たな積算に対する疑問点についてお答えをさせていただきます。

①でございます。配管設備工事でプール槽の入替えがないのに入替え積算と同額の3,660万円で計上している理由ですが、今夏でプールを稼働停止して3年目になります。配管は通水使用しないと劣化が進むというふうに言われております。プール槽の入替えが生じなくともかなりの配管を修理しなければならないという想定の下での同額を計上させていただきました。

次に②でございます。令和元年に修理した幼児用プールアトラクション遊具を交換しているのはなぜですか、ですが、令和元年に遊具に関する作業を行っているのは老朽化で危険な滑り台を撤去したものであると思います。何かを交換したということはありません。

3点目でございます。③水を抜かずにプール槽の補修経費を積算している理由ですが、プール槽の補修は以前より施工業者に補修を依頼していたということからですね、令和2年に当該業者より、今後の補修提案として頂いた補修の箇所数、延長を記載された見積りを基に積算をさせていただきました。このことから過去の補修時等に実際に水を抜いて補修箇所、延長を確認しておりますので、新たに水を抜いての確認は今回必要ないというふうに考えております。

次に4点目でございます。令和元年にろ過ポンプ、起流ポンプ交換、修理が行われているのに、ろ過器交換と起流ポンプの交換を積算されてるのはなぜかについてでございますが、令和元年には25メートルプールと流水プールのろ過ポンプの交換と直線スライダー着水プールの自動滅菌装置の交換を行ったものです。御質問、四つのプールのろ過器の交換は行っておらず、プール開場時のものであることから積算をしました。

また、起流ポンプの交換は令和元年ではなく、平成29年に1台を交換しております。積算では、このポンプは運転調整ということで積算。それと、起流ポンプにはもう1台ございまして、もう1台は過去に若干の部品の交換はあっ

たようですが、ほぼ開場当時のポンプであることから、交換として積算を行いました。

それから、最後5点目、⑤設計費、諸経費、消費税の積算は適正かについてですが、設計費は前回の全員協議会でお示しした新たな積算②の設計工事金額、設計費を除きまして3億5,832万5,000円で、これに対して、コンサル設計委託料ですね、これが1,500万円で、設計工事金額に対する比率が4.19%というふうになります。これが適正かどうかですが、一般的には国土交通省の設計、工事監理等に関する業務報酬基準等に基づき、算出されますが、設計内容により、これは異なるということでございます。

今回の委託先の設計事務所によりますと、工事費に対して10%程度が妥当なのかなということでございますが、直近の総合文化センターでの設計委託料も参考にしてみますと、結果として積算した設計料は安価ということであると考えます。ちなみに、総合文化センターの場合ですが、総合文化センター建設工事金額につきましては、設計分ですけれども15億9,346万円。これに対しましてコンサル設計金額は7,000万円で、工事金額に対する比率が4.39%ということでございます。

また、諸経費についてなんですけれども、国土交通省が出されている公共建築工事共通費積算基準の率に基づいて積算をしておりますので適正と考えます。ちなみに、諸経費については元請に対する共通仮設費、現場管理費、一般管理費等がございます。

積算に当たっては業務期間6か月と設定して計算しておりますが、公式に当てはめますと共通仮設費が直接工事費2億6,624万円掛ける2.94%ということで、782万7,000円となります。次に、現場管理費は、純工事費2億7,406万円掛ける6.01%ということで、1,641万7,000円となります。それから一般管理費等は工事原価2億9,053万円掛ける11.64%で、3,381万8,000円となります。全てを合計しますと5,811万6,000円となります。少し丸めておりますけれども。

それから、2)ですけれども、新たな積算について現在、根拠資料等について整理中でございます。一定まとまった時点で、町の見解と併せて何らかの方法で知らしめていきたいとは考えております。また、パブリックコメントにつきましては、既に廃止した施設でございまして、慎重に判断すべきであろうと考えております。

最後です。3)新たな積算について現在、根拠資料等については整理中でございます。まとも次第対応したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

あなたたちが出した数字について、私は根拠を持ってないので細かく言うことはできませんので、この数字がええとかあかんとかそんなことは言いませんが、ちょっと後ろのほうから先、言いますけれども、私、バックデータを副町長が出すと言ったの、9月議会ですよ。3か月たって出ないってどういうことなんですか。全体の数字や今、諸経費、設計費、消費税、そういうことは数字、今、全部言ったじゃないですか。当然その基になる、それは何%ということで今、諸経費いろいろ出してると言いましたけれども、その前にいろんな工事をやる、悪いところ全部直す、その工事をするのに当然バックデータがあるからその数字出てるわけでしょう。それを今から出すってどういうことなんですか。反対でしょう。

もうそんなん、第一、今年の3月の一般質問でこのことを言って、ほんで一定、町のほうは住民に納得が得られるような、5億4,000万円についても正しいかどうかについて精査するというような話やったじゃないですか。ほんで6月議会でも質問して、ほんで、そのときに町としても再度計算し直すということで、9月に出てきたのが3億7,000万円と2億何千万円の二つじゃないですか。もうそれからでも3か月たってのにその根拠データがないって。

本当なら今回の質問は9月で言った根拠データをもらった上で、本当にこれが正しいのか、3億7,000万円が正しいのかどうかというのを私はやりたかったわけです。間に町長選挙とかもいろいろあったし、町のほうも忙しいんでしょう。だから何も言いませんでしたけれども、今日になって、まだ出てこないって、作ってる場所ですって、どういうことなんですか。どんな仕事やってるんですか、あなたたち。私の質問やからそういう態度を取ってるんですか。もう3月から言ったら半年以上、9か月になるんですよ。

第一、現場、私も見さしてもらいましたけれども、新しいのもいっぱいあったじゃないですか。3億かかるなんて信じられんていうのがある程度プール施設のことを分かってる人の声ですよ。だから、バックデータも全部出してもらって、そういう専門家の人たちも見てもらって、やろうということを言ってるのにそれをしないというのはどういうことなんですか。今月中に出してくださいよ。それは一つお願いしときます。

それからですね、ホームページで知らせるのは当たり前でしょう。だって昨年の7月、ホームページにですね、あなたたちは5億4,000万円、今後使

おうと思えば修繕費にかかりますよと、それ、出したわけじゃないですか。それが全くのでたらめやったことが明らかになったわけじゃないですか。ほんで今度3億7,000万円と2億何ぼ出してきたわけじゃないですか。当然それをですね、5億4,000万円、間違っていましたって住民に謝るのが当たり前でしょう。あなたたち、うそついたまま頼かむりですか。うそをついてたということはいもう間違いないわけですよ。だって、あなたたちが新しく出した一番高いのでも3億7,000万円なんだから。だから、ここに私が指摘してるように、パブリックコメントは別にしたって、まず謝罪でしょうが。

町長、プールのことをここに書いてはりますよね。三郷町と連携して、連携協定を結んでやっています。ほんで、今年行った人が1,382人ですよ。これでええんですか。1万9,000人入ってたんでしょ。教育長が3万人から減ったと言いますがけれども、その年の気候で大きく変動するのが当たり前です。3万人になったのは、生駒市の平群町民並みに入れるようになったこともあって3万人まで増えたんです。最初の頃からはずっと、私が議員になった頃はずっと1万9,000人、2万人前後でした。大体そんなもんで来てたわけですよ。1,300人に利用いただきましたって、さもよかったみたいを書いてはるけど、そうじゃないでしょう。ましてや、うそをついたんだから何でそれを訂正するということができないんですか。その2点だけ答えてください。

○議長

教育部長。

○教育部長

根拠資料について今月中に出してほしいということでございます。先ほど言いましたとおり、今、整理中でございます。遅いというお叱りを頂いているんですけども、できるだけ出来次第、提示させていただきますので、よろしくお願ひします。

それから、うそをついた資料を謝罪をするということですか。これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけども、数字についてはもちろん精査した上で若干乖離が出ているというふうに、これはもう間違いないところでございますけども、これにつきましても何らかの方法では、町のコメントも併せまして知らしめていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

乖離が出てるって、あなた、何を言ってるの、今さら。プール槽四つ全部入

れ替える経費を出してたんですよ。乖離じゃないでしょう。でたらめじゃないですか。絶対謝るべきですよ、そんなもん。本当なら町長選挙のとき謝るべきですよ、町長、こんなプールのこと書くんだったら。5億4,000万円、間違っていましたと一言も書いてないじゃないですか。全然誠意がないじゃないですか。それを言ってるんですよ。もうこれ以上言いませんけど、絶対にホームページなり広報で書くべきですよ。違うと言ったってでたらめですって。

だからね、メガソーラーとこのプールの件については本当にでたらめです。ほんで反省がないんですよ。あんまりね、職員の方はみんな。だから町長が一番反省せなあかんのです。町長が反省したら職員の皆さんもすぐそういうふうに関心するの答えができるんです。だから、この答弁書くときに町長もみんな一緒になって相談されてるんですから、そこはやっぱり町長がイニシアチブ取ってますね、間違いは間違いと認めて、素直に住民の皆さんに謝る。そういう姿勢がないと住民からは信用されない。このことは指摘しておきます。いずれにしても今月中が無理でも、もうそんなもんをつくりに出しかねあかん数字ですからね、積算根拠、バックデータは。その二つはもうすぐに出してください。

ほんで、今、答えたやつが正しいかどうかはそれを見て、また検証させていただきますので。一般質問にするかどうかは別にしてですね、やっぱり、きちっと解決して住民に納得してもらうことが大事なので、そのことは強くお願いしておきます。町長、よろしいですか。

○議長

副町長。

○副町長

9月議会での私の答弁ということで、早急に積算資料を整理するといったことを申し上げました。このことについては、積算資料が遅れてるということに対しては申し訳なく思っていますので、できるだけ早急にその対応はさせていただきたい。今、ほとんどできてると思うんですけども、あと細かいところについて精査してるという、そういったことを聞いてますので、そのことについては出来次第対応させていただくと。

あと、パブリックコメントについても、これについてももう少し内部協議させていただいて、何らかの形で整理をさせていただいて、住民に知らせていくという、このことは申し上げておきたいと思います。

○議長

山口議員。

○7番

ほんなら、くれぐれも早く出していただくのと、間違いは間違いとして素直

に謝罪していただくことはお願いして、この件についてはこれで終わります。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山口議員の3項目めのデマンドタクシーの近大病院への乗り入れについての御質問にお答えいたします。

デマンドタクシーの運行に際しましては、過去8年間にわたり、運行方法等について検討や協議を重ねた結果、地域公共交通会議において、ほかの公共交通を含め、本町全体の実情に応じた公共交通の在り方を勘案し、合意を得た上で実施しているところでございます。

議員の御質問の近大病院の乗り入れについては、この要望だけを単にほかの公共交通機関への補填により解決されるものではなく、町全体の公共交通を勘案し、総合的に判断しながら、本格運行に向け、地域公共交通会議に諮ってまいりたいと考えています。

なお現在、実証運行中であり、利用者のニーズに沿って検討をしており、本格運行に際しては、近大病院だけでなく西和医療センターなどの要望も含めながら進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

実証運行が去年の10月からですから、2年半でしたから、あと1年半ということになりますよね。1年3か月。再来年の3月末まで実証運行で、4月から本格運行にするということですよ。だから、あと1年ちょっとで見直しして。それだったら今からね、今からですよ、もう言うまでもないと思いますけども、三郷町や斑鳩町が他町へ乗り入れる場合にいろいろクリアしないとあかん問題があります。三郷町のデマンドタクシーは王寺駅にも行ってます。値段は高くなってますけど、500円と、行ってます。それから三郷町は平群町の樺井までは来ます。なぜかというとなスーパーマーケットがあるからです。で、斑鳩町のイオンにも行きます。それをクリアするためにもちろんいろんなことをされてるわけです。

平群町で、例えば私、今回、近大病院だけなぜ出したかというのと、一番やりやすいからです。実証運行中であつたって、要するにその障害になるのはNCバスの東山～近大病院の路線だけでしょう。要するにそれ乗ってる人が、デマンドタクシーで平群町の人があるまますつと行ってしまったら、当然売上げ

が減るということでしょう。だから、それ、売上げ減るのが幾らかとかいうそういうのを全部やっていますか。そういうのを今からやらないあかんのですよ。

それとか、例えば今、西和医療センターの名前も出していただきましたけど、平群町の信貴山側に行くのに、三郷町を通過して、観光道路を通過して行きますよね。これはオーケーなんです。でも、その途中で降りられないんです。こういうこともあるわけですよ。具体的に言うと、例えば南のほうの地域の方は、三郷町の夕陽ヶ丘診療所に行く人もたくさんいらっしゃいます。そしたら、そのすぐ近くの交差点、夕陽ヶ丘と東信貴ヶ丘のあの交差点で降りれば、歩いてほんの目と鼻の先なんです。でも、それは降りられないんです、今はね。当然、そういうシステムになっていますから。

だから、信貴山の平群町のところ、平群町側と言うたら仁王門の手前のあの山道ですよ。あの山道が主に平群町の地域。右側、左もちょっとありますけど。そういうのはいいけど、だからその辺をどうクリアするか。特に近大病院は平群町の菊美台の一番上で降りてから、何メートルあるのか、二、三百メートル、500はないと思うんですけど、下り、そんだけなんです。あとそんだけあったら行けるのに何でやというのが絶対出ますし、行く人も多いですし、だから今からきちっと、例えば料金についてですね、どれだけ平群町の人に乗ってるか調査もちゃんとして、それでNCバスの了解も得てですね、これは別に実証運行中であって、私はやるべきですよ。ほんで本格運行になったらすぐできるようにしようと思ったって、今からやらないと間に合わないでしょう。だから、その点はどうなんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えします。

今から検討してはということでございます。実証運行中ということで、本格運行は令和6年4月からということになってますので、遅くとも令和5年中ということを考えてますので、最終的にはそういうことも含めて、近々まとめていきたいなとそういうふうに思っています。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

さっき言った、私、今回、近大病院だけ出しましたけど、あと、西和医療センターは平群町からは大分、ちょっと領域から離れますけども、そのこともあ

りますし、さっき言った信貴山行く途中とか、平群町の中で移動する途中にあるところで、何とか行きたいところに行けるような方策はぜひ考えていただきたい。これはもう早く取り組まないと、本格運行のときにしようと思えばもう今からすぐ取り組んでいただくということをお願いしたいと思います。

これについてはね、介護保険でやるというのは全国的に初めてで、注目は相当されてると思うんですね。その中でやっぱり平群町でうまくいけば、本来なら一般事業としてやるべきですけども、介護事業としてもうまくやれるのであればね、それも悪いことではないんで、ぜひ成功させていただきたいということからもね、そういう住民の本当に要望の強いものに対しては一つ一つクリアしていただくことをお願いして、この質問はこれで結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、4項目め、スズメバチなどの駆除に補助をについてお答えします。

現在、平群町では環境保全器具使用料条例に基づき、住民の方へ有料で防護服やさおの貸出しを行い、スズメバチ等の駆除に利用していただいております。夏場の活動最盛期に多くの方に利用していただいております。ただ、専門の駆除業者等へ依頼された場合の費用に対する町の補助制度は現在ありません。議員御提案の補助制度の創設につきましては、他市町の状況も調査し、検討させていただきます。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

さっきと一緒の答弁してるね。稲月さんの答弁と一緒よ。傍聴の方、分からんからちょっと説明しますけど、もともと初日の最初の議案として、今スズメバチなどのハチの駆除に関わって、防護服とか、そういうのを町が貸し出してるのは有料で貸し出してるということで、それを廃止するという議案が議会運営委員会ときは出たんですが、その後、町長から取下げがあって、今現在はそのままという、有料のままということなんですけどね。斑鳩、三郷はもう既に、そういう貸出しじゃなくって、高齢化の中ではどうしても自分でできないという人のほうがやっぱ圧倒的に多いですから、だから、こういう補助してるわけですよ。金額もそんなに高額ではありませんし、上限1万円というようなことですからね。

平群町内にも業者さんいらっしゃるし、そういう意味ではやっぱり平群町が

率先して本来、三郷、斑鳩に比べてどっちかという地域も広いですし、三郷と斑鳩を足した面積が平群の面積ですから、それと旧の古い家と言うたらおかしいけど、旧家屋というかそういうところによくスズメバチするものですから、やっぱりこれは今みたいな木で鼻をくくったようなんじゃないかって、もう早急にね、この程度のことはもうすぐにやる。もうほんまにすぐやる課でもつくってこういうことはもうすぐやる。それか町の職員が、すぐやる課をつくって、スズメバチ集まったらもう職員が行って駆除するとかそんなんでもええんですよ。そっちするほうが本当はええんですけど、なかなかそうもいかないの。

ちょっともう1回聞きますけど、やる気はあるんですか。返答はええですけども、これぐらいは私はすぐすべきだと思うんですが、財政が大変というような金額じゃないと思うんですけどね。その点どうですか。町長答えてもらってもいいですけど。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

やる気があるのかなのかというお尋ねです。ただ、スズメバチに関しては、当然、皆さんにといいますか、周りの方に対する危険度というのが高いというふうには認識しておりますので、当然対応していかなければならないというふうに考えてます。ただ、今すぐやる、やらないというのは、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、考えさせていただきたいというふうに考えます。

○議長

山口議員。

○7番

大した金額じゃないので、今、来年度の予算については、多分、各課からヒアリングとか始まっていると思いますので、特に原課は住民生活課だと思いますけれども、原課のほうから予算要望はぜひしていただきたいということをお願いして、私のこの一般質問は終わらせていただきます。

○議長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

午後1時45分まで休憩といたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時14分)

再 開 (午後 1時47分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号3番、議席番号6番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○6 番

それでは、私のほうから大きく3点について質問させていただきます。

まず、1点目、こども園の待機児問題についてであります。この問題については、この間、ここ数年、ほぼ毎議会のように取り上げてきました。6月議会と9月議会についてはちょっと置いてたんですけども、もう来年度4月からの入園申込みなんかも締め切られている状況もありまして、改めて今議会、取り上げたいと思います。

現在、12月1日での待機児は11名と聞いております。保育教諭が確保できず、待機となっているのは何歳児で何人いらっしゃるのか。あるいは定員オーバーで受けられないというのが何歳児で何人となっているのか。

また、現在、来年4月からの新年度のクラス編成も調整が行われているというふうに聞いていますが、現時点での見通しについて、4月からの待機児が発生する状況にあるのか否か、このことについてもお聞きをしたいと思います。

それとまた、11月の初旬にですね、速達で我々議員などに告発文や旧南保育園跡地に令和6年4月までに認定こども園を開園することなどと書かれた確約書なるものの同封されたものが送られてきていますが、私も待機児童解消のために、民間も含めた認可園の誘致も含めて、この間検討すべきではないかという意見も行ってきたんですが、旧南保育園の跡地の現状について、今どうなっているのか、明確にお聞きをしておきたいと思います。

大きく2点目は、期日前投票場所の問題についてであります。2021年10月の衆議院選挙のときから、期日前投票所が役場の庁舎からくまがしホールに変更となりました。しかし、これによって文化ホールとして住民が利用できなくなってしまっている状況があります。本来、住民の様々な活動拠点としての文化行事などで利用するスペースとしての文化センターの役割を保障するためにも、期日前投票の場所を見直すべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

大きく最後の3点目です。北小学校前のバス停に屋根の設置をとということであります。

この問題もこれまでも取り上げてきました。北小学校のバスの通学の登録者数は現在60名と聞いています。雨の日など、傘を差した状態でのバスの乗り

降りには非常に時間がかかることや、低学年の利用が多いということもありますので、そしてまた、歩道いっぱいに広がる、傘を差すことですね、広がることで、他の歩行者の通行の妨げや、あるいは、子どものことですから、ふざけたりということもあるので、けがにつながるようなことも、事故を避ける意味でも、できるだけ早くですね、多くの児童が利用している北小の前のバス停にぜひ屋根を設置すべきと考えますが、この点についても明確な御答弁をお願いいたします。

以上、大きく3点について、よろしくをお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

まず、植田議員の大きな1点目、こども園待機児童問題についてお答えをさせていただきます。

まず1項目めの中で、まず1点目です。12月1日現在での待機児童は11名、保育教諭が確保できず待機は何歳児で何人、定員オーバーで何歳児で何人かというお尋ねでございますが、保育教諭が確保できず入所保留となっているのはゼロ歳児で3名、それから、定員超過によるものについてはゼロ歳児で2名、1歳児が4名、3歳児が1名、4歳児が1名となっております。

それから2点目です。現時点で、来年4月から待機児が発生する見通しについてですが、現在クラス編成の調整を行ってる最中であります。決定には至っておりません。関係部署が連携して、可能な限りこども園の入所保留、町の待機児童が発生しないよう努めてるところでございます。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

私からは、旧南保育園の跡地利用の現状についての御質問にお答えいたします。

旧南保育園については、本年9月22日から10月19日の間、公募型プロポーザル方式により公売を実施しました。その売買条件として、令和6年4月から民設民営による幼保連携型認定こども園を運営できる事業者を募集し、その結果、2事業者から入札・事業提案があり、10月21日開催の南保育園跡地利用運営事業者選定委員会において審査を行い、10月28日に社会福祉法人の事業者を契約候補事業者として決定をいたしました。

現在、事業者と建物解体工事やこども園の建築について協議を行っていると

ころでございます。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

今、現状の待機児、当局のほうは入園保留という形でおっしゃったんです。そういうことだというふうに思います。言わば、定員オーバー、1名確保できたとしても、やはり相当の数の入園できない子どもたちが出てくると。もうこれ、定員がその枠に達してしまっているからできないんだということなんですよね。そういう中で新たなそういう受入れ施設というのが必要になってくるというので、この間、町としてどうするのかということも私も質問させていただきました。

そういう中で今回、先ほど総務部長のほうからありましたように、2事業者のプロポーザルによって、1事業者が決定したというふうなことなんですけれども、この問題ね、町長の1期目のときもそうでしたが、優先課題として挙げてた問題ですし、それがこの間、そういう形で決まったのであれば、私はもっと議会にきちっと説明すべきだというふうに思うんです。言うたら、どういう経過でそうなったのかというのをもう少し詳しく言うべきだと思うし、じゃあ一体、幾らで入札になったのか。あるいはここに、最初に言ったように、いろいろ業者との関係で確約書的なものが実際、今、町との間で、中身ですね、そういう確約書が交わされているのかどうか。あるのであれば、その中身はどうなのかということも含めて議会にきちっとやっぱり、私は説明するべき問題ではないかなというふうに思うんですけれども、あさって、全協も開きますよね。当然そこに私は出てくるのではないかなと思ってた問題の一つだというふうに思うんですが、この点についてはどのようなことなのか。

それと、言いましたように、入札した金額と鑑定額というのがあると思うんですが、鑑定額はいつとられたもので、鑑定金額はどうだったのか、それに対して入札の金額はどうだったのか、そこら辺についてももう少し説明を頂けますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

詳細につきましては内容が今、解体工事はこども園の件について協議してる場所ですので、決まり次第、議会のほうには報告させていただく予定でござ

いました。まだ細かいことが分かりませんので、いつ、どこで、どうやということができないので、分かった時点で説明させていただこうと思っております。

今、質問いただいております鑑定の価格でございます。鑑定につきましては令和2年3月に鑑定をとったもので、土地の価格が4,000万円、解体費用に3,000万円要するというので、差し引きして1,000万円ということで、これを条件にして応募をかけています。それに対して今回、応札があったのは1,062万円ということで応札がありました。

あと、確約書の件につきましては、この内容につきましては、仕様書の要件になっている令和6年4月開園のことを改めて確約することの内容でございます。これはもう既に提出していただいております。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

今お答えいただいた、鑑定価格としては令和2年3月にとった鑑定価格で、このときに4,000万円の鑑定が出てると。それから、今お聞きしたら、解体費用もろもろで3,000万円かかると。今のままでここに、業者に渡すことになるから、その3,000万円を差し引いて、差引き1,000万円だということなんですけども、あそこの解体3,000万円もかかるのかなというのが私ちょっと。本当にそれだけかかるのかなと。このかかる費用という、解体あるいは撤去費用というのはどこで、何かこれを出すに当たっての見積りとかとられたわけですか。

そこら辺どうなんでしょうか。行政側がやって、そして更地にして渡すほうが安く上がるというふうなことにはならなかったのかどうか。どこの事業者に、言わば依頼するかによって違ってくるとは思うんですけども、そういう意味では幾つかの鑑定をとって、行政側がやることで、そのほうが安く上がるであれば、そのことで、言うたら売却価格が、行政側に入ってくる収入が増えるというふうに私は思うんですけども、そこら辺、どのような検討をされたのか、それも含めて。令和6年4月の開園ということが第一義的にあるのであればね、そこら辺も含めてどうなのか。

今、それと、確約書の中身、令和6年の4月ということぐらいでしか、向こうの相手さん、これやったら檸檬会ですかね、出てたのね。檸檬会との間では開園時期の部分での協議ということだけに収まっているのか、それ以外にも何か向こうとの関係で行政側と交渉してる部分があるのかどうか。その点についても再度お答え願えますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

解体費用につきましては、令和2年の6月ということで、ほんで差し引きして1,000万円ということで、これまでも公募もしてたんですけど応札がないということが続いてましたので、今回は最低1,000万円以上ということでかけてます。ほんで、価格的にいきますと、そのときは建築事務所の解体見積書をもって約3,000万円ということでしております。

それで、今、令和2年ということで令和4年、2年前になるんですけども、物価高騰もありますので、それを踏まえると、その2年前よりは今、上がってるのかなと考えてます。あと、確約書の内容ですね。令和6年4月の開園のこと、改めて確認するというふうになってますので、ただそれ以上のこと、もう何も書いてませんので、それだけの内容でございます。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

解体の分の見積りというのは1社だけでとられたんかな。何社かやられて取られたんかというのが一つ。それと確約書の中身は令和6年の4月開園だけの中身だというふうなことなんですけれども、それで間違いはないですね。

確かにね、待機児の問題もこの間、令和2年度以外は必ず年度当初から出てるという状況で、早くその解決というのが求められたという部分があると思うので、それは別に、ある意味、民間でちゃんとした運営をしてくれれば問題ないと思うんですね。今ちょうどこの間、保育園での虐待の問題があったり、園児の置き去りの問題があったりして子どもたちが被害に遭ってるという状況もありますので、そういう意味ではやっぱり、ある意味、安心して任せられる園であるということは必要だと思うんですね。

今回のところは社会福祉法人が経営されてて、近畿でも結構あちこちでやられてるといのは、滋賀県なんかにも相当、保育園とか幼稚園とか、あるいは認定こども園とかという形で手広くやられてる事業者かなというふうには見てるんですけども、そこら辺のところも、ただ応募してくれたからそこに乗ったんじゃないなくて、そこら辺の業者をするに当たって、行政としてはそういうふうなところというのはどういうふうに業者選定に当たって考えられてたのかというのがもう一つ、聞いておきたいと思います。

それとこれによってね、平群町の待機児というのはもう解消できるというふ

うに。ただ、令和6年ですから、それまでの間の待機児のある子どもたちの問題をどうするのかというような問題は残ってくると思うんですけども、この点についてはどのようにお考えなのか。それをとにかく今の待機児を解決するために平群町としてどのような対策を取っていかうとされてるのか。少なくとも保育教諭がいなくて受け入れられないという状況はもう絶対回避していただかないと駄目だと思うんですけども、これは檸檬会が開園しようとしてる新たな認定こども園ができたとしてもね、平群町としても持つこども園の受入れ体制というのはきちっとやっぱり整備していただきたいなというふうに思うんですけど、この点についてもお聞きをしておきたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

1点目の見積りは何社とったのかということですが、こちらのほうにつきましては、不動産鑑定をとっている中で平成27年に町の解体見積書をとった部分の比較、そして令和2年2月に現地帯同の解体業者から取得した解体見積りをもってということで、不動産鑑定の中での見積りを取られて、査定を行っていただいたということでございます。

そして、2番目の審査内容ですが、審査内容につきましては、主に法人の運営の状況とか、また、もちろん教育、保育内容とか施設内容、そして子育て支援、そしてまた細かく言えば、保育士の確保状況。なかなか行政でも保育士の確保というのは難しいところがありますので、そういった状況。そしてまた、私たちの公共のこども園との差別化はどうなっているのかとか、また食育の関係、そういったものを主に審査させていただいたということでございます。そしてまた、審査前には職員のほうで応募いただいた2園には現場のほうに訪問させていただいて、現場確認させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

待機児の解消につながるかということでございます。

こども園、今2園ということで、ほんで民営の1園ができますので、一応3園になるということで、今の分よりは一定解消ができていくのかなとそれは想定はしております。こども園2園ありますので、これにつきましても今までどおり運営ができるよう、保育士の欠員については補充して、今の体制を保って

いきたいとそのように思っています。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

いろいろ、そこに決めるに当たって精査をされたというふうにおっしゃって
ますので、そこはきちっと子どもたちの安心安全が保てるような形での開園が
できるようにしていただきたいというふうに思います。

それと、解消についてなんですけども、斑鳩などでも待機児が出て、それを
解消するために新たな民間の園が開園したんやけど、言ってる間にもうすぐい
っぱいになってしまったと。で、また待機児が出てるとというような状況もあっ
たりとかしますので、潜在的な保育ニーズというのは私はまだまだあると思う
んです。入れないから、もうやらないだけであって、やっぱり潜在的なニーズ
はあると思いますので、ここがどれぐらいの規模、それ、聞くの忘れた、ごめ
んなさい。何人規模の園として開園されるのか、その点についてもお聞きをし
ておきたいと思います。

やはり、全てのことは決まってからというふうに、議会のほうには説明しよ
うと思ってたということだったんですけども、大きな問題ですし、ある程度ね、
こういう形で入札で決まったのであればね、やっぱり大枠、そこで少なくとも
私はきちんと議会説明していただきたいかったなあということは思います。だか
ら、そういう部分ではね、これからこういうふうな大きな問題についてはやっ
ぱりきちっとできるだけ、ある程度方向性が出てきた時点では、十分説明でき
る中身でなかったとしてもある程度の報告はしていただきたいなど。これはも
うぜひ今後ともそういう立場でやっていただきたいというふうに思います。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今、応募いただいている事業者の定員でございます。一応85人予定と聞いて
います。

説明につきましては、また改めて、早い段階で説明をさせていただきたいと
思います。

○議 長

植田議員。

○6 番

ありがとうございます。できるだけ早い段階で、きちっと説明をしていただ

いて、そのことが分かれば保護者の方たちもやっぱりある程度安心される部分もあるし、いろいろ、今後平群町にこれから転居してこようと思っている人たちを増やしていく意味でも、やっぱりそういうことが必要かなというふうに思います。今後の状況も私も見ていきたいなというふうに思います。

この件については、以上で結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、植田議員の2項目めの期日前投票所の問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、選挙管理委員長から委任を受けておりますので、御了承をお願いします。

期日前投票所の変更については、令和3年10月6日の選挙管理委員会で、新型コロナウイルス感染症対策と有権者の利便性の向上を目的として、令和3年10月31日執行の衆議院選挙から期日前投票場を役場より総合文化センターくまがしホールに決定をさせていただきました。

その後、参議院選挙、平群町長選挙においても期日前投票を総合文化センターで実施しており、町民の皆様幅広く認識をされてきたところでございます。また、期日前投票所が変更となったことで駐車場が広く、駅からの利便性の向上により、一定、期日前投票の投票率も上がっております。

以上のことから、町民の皆様には期日前投票所の変更の周知がされてきたところであり、利用者からも好評を頂いていることから、見直しはできないものと考えております。

○議長

植田議員。

○6番

そんな木で鼻をくくったみたいな答え、してほしくないねんけど。あのね、期日前投票のね、これ、聞いてみたら衆議院で11日間、それから参議院で16日間、知事選挙でも16日間、あるいは県議で8日間、町長とか町議で4日間なんですけど、これはもう結局、これプラス投票日も含めたら、もうそれだけの期間、全く使えないわけです。選挙のときというのは当然いろんな、催しと言うたらおかしいけど、演説会も含めて行われるのに、そういう場所である文化センターの大ホールが使えないというのは、私はちょっとやっぱり違うんちゃうかなというふうに思うんですね。

この間コロナでいろいろ使用制限なんかもあって、利用率がなかなか伸び悩

むみたいなところもあって、最近はちょっとそこら辺が変わってきたというか、使う率として上がってきてるんかもしれないんですけども、やはり基本は住民のそういう様々な、文化的なものも含めてそこで利用できるというのが私は基本だと思うんです。それを、言うたら、期日前投票の場所にほかがないからそこを使ってしまうということは違うんちゃうのかなというふうに思うんですけどね。

これ、そういう選挙における様々なものも含めて保障していくという部分であれば、やっぱり期日前投票の場所をきちっと、そういう文化センターの大ホールを使うのではなくて、やっぱり私は見直していくべきだと思うんです。全くそれはもうそういう考え方、これからずっと、そしたらもうこの文化ホールの大ホールを期日前投票所として行政側は今後、それですっといくというふうに考えておられるのかどうか。その点も含めて御答弁願えますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えします。

利用者の方には大変御迷惑をおかけしていることになっておりますが、投票所の利便性を考慮しながら投票率を上げることについては重要なことと考えております。ただ、大ホールにつきましては比較的空いていることが多く、期間についても一定の期間ということですので、現時点ではこのまま、ここの場所で期日前投票所としていきたいと、そのように考えています。

○議長

植田議員。

○6番

じゃあ一つはね、その選挙に対して住民の皆さんのいろんな投票することでの選択肢の一つとして、演説会なんかも集会所を借りて、そのときは無料ですよ、確か、選挙期間中の演説会に借りるときは無料だったと思うんですけども、そういうふうなことが今度はある意味侵害されてしまうということにもつながるといふふうに私は思います。

それと、これ、いつかは分かりませんが、平群町の庁舎の建設の問題がこれから、次、出てくると思うんですけども、そのときには庁舎内にそういう期日前投票ができる場所を設けられるというふうな、そういうお考えが今の時点であるかどうかは分からへんねけど、ぜひそうしていただいて、文化ホールは文化ホールで使えるようにやっぱりしていくべきだといふふうに思いますが、この点についてはどうでしょう。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今後、庁舎建設という話も出てますので、まだ庁舎建設のどのぐらいの規模というのははっきり決まってない状況ですので、その点、大きな部屋がとれるんかどうか、とれるようであればもうそういうのも、今まで文化センターでしてたのを庁舎ですするというのも一つの案となりますので、それも含めまして、今後、庁舎の建設に当たっては計画をしまいたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

もうぜひそれは、文化ホールは文化ホールとしての役割を果たせるような状況をつくっていただきたいというふうに思います。これは選挙のときにも選挙のそういう、先ほどから言ってますように、演説会が開けないというような状況も実際、今、起こってるわけですからね。そこはちゃんとやっぱり確保できるというような期日前投票の在り方というのは、行政側としてはきちっとやっぱりそこは考えていただかないと困るということは強く申しておきたいと思えます。

そのことも含めて、庁舎建設の折にはきちっとやっぱりそのことも考えて対応していただきたいということは強く申し上げて、この問題については以上で結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めの北小学校前バス停に屋根の設置をについての御質問にお答えいたします。

昨年6月にも御質問いただき、現状等を把握しながら関係機関とも協議を行ってまいりました。北小学校児童の安全と公共交通の利便性を高める観点から一定の必要性については認識しておりますので、これについては前向きに検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○6 番

ありがとうございます。一応、必要性は感じてると、前向きに検討していきたいということですので、これ、去年に私、最初に質問させてもらったのかな。本当にそういう意味ではできるだけ早くやっていただきたい。これは事業者のほうは行政側がやる分についてはやっていただいて結構だと、バス事業者のほうはそういう答え、もらってるというふうに聞いてますので、言わば、あとは行政側の決断一つですので、これはぜひ、子どもたちの施設というのが一番最後に、町内でも遅れていってるような状況がありますので、そういう意味では子どもの安全性という観点からね、まして60人も登録者がいるような状況で、やはり絶対あそこの屋根の設置は必要だと思いますので、できるだけ早くそれは進めていただきたいということは強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

午後2時25分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時16分)

再 開 (午後 2時25分)

○議長 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長 長

発言番号4番、議席番号2番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○2 番

発言番号4番、議席番号2番、長良俊一です。どうぞよろしくお願ひいたします。私の質問は大きく4点でございます。

それでは読み上げさせていただきます。令和4年も師走になりました。今年度は定例、臨時会を合わせると7回目になります。町の行政活動は、町民の皆様の生活を守り、満足ある日々を過ごしていただくことが基調であると私自身感じています。環境の変化に敏感に対応し、他の市町村の動向を注視し、地の利を生かすことこそが本町のなすべき姿と思っております。

西脇町長は再選され、令和5年度も町運営のかじ取りを担うこととなり、年が明けると令和5年度の準備が本格的に始まることと思います。これまでの実績を生かし、スムーズな対応をお願いいたします。

それでは、1点目、魅力ある豊かな地域の未来を考える。

子どもたちの生活環境を守り、先生方の働き方改革を模索し、満足していただけるように教育委員会は努力されていると考えます。多様化の流れに対応し、個人を生かし、全体を動かすことの難しさを感じざるを得ません。本町は小中学校の学校施設の老朽化問題を抱え、今後の対応が注視されています。また、町民、平群町にお住まいの子どもたち、小学生、中学生の人数も減少傾向にあり、放課後活動については他校と合同で活動されていると聞いています。

平群町教育大綱の文面にある、「新たな教育施策を交え、学校、家庭、地域、行政の一層の連携のもと、新たな時代に向けた『まちづくり』へと繋がっていくことを期待し、推し進めてまいります」とありますが、平群町で教育を受けた子どもたちがここで育んだことを自慢できるように、大人たちが取り組めば、その地で生活を送る選択をしていただけるとの思いから質問させていただきます。

1 番目、学校施設の老朽化問題について。

2 番目、統合型校務支援システム導入で進む教育DXについて。

3 番目、公立中学校の休日部活動についてです。

続いて2点目、生き生きと暮らせる町、平群。

平群町は、他の市町村と比較しても高齢化率が高く、高齢者の独り暮らしが問題になりつつあると感じます。民生児童委員さんの見守りや懇親的な御協力のおかげで地域に温かさをもたらしていることはありがたい限りです。この取組がなければ地域を守ることができないと考えますが、平群町で生活するに当たり、生活環境や福祉支援の充実は欠かせないと考えます。本町において、御本人さんが不自由な問題を抱え、相談を受けた場合、スムーズに問題を解決することが安心して暮らしていける礎と思います。現状の流れ、取組を聞かせてください。

続いて3点目です。魅力ある平群町について。

基幹産業である農業は平群町にとって欠かすことのできない重要なピースと感じています。国道168号バイパスにある道の駅は地元特産品、コラボ企画商品の販売などで周年を通じてたくさんの方が訪れていただいています。また、歴史、文化、観光振興などの拠点として役割を果たしていただいていると感じています。

今後、観光産業という観点から様々なピースをつなげ、発信していくことが魅力ある平群町の進むべき姿と考えます。例として挙げるなら産学官連携、ラジオ媒体を活用した観光PRなどです。今後の取組を聞かせてください。

続いて最後、4番目です。これからのまちづくりについて。

本町は県の支援を受け、財政の基盤を少し改善することができましたが、今後も計画策定を遵守しながらの運営とならざるを得ません。現状を把握し、優先順位をつけて、人口減少の抑制、新たな入居者を促し、平群町を元気にしなければなりません。

令和5年度の予算策定に当たり、必要とする予算を削り、平準化することは、町発展の妨げになると思えて仕方ありません。なぜなら、公選を終え、町民の皆様の特筆すべきものをお見せすることができるタイミングであるからです。町運営は町民の皆様の御理解、国、県とのつながりがなければなかなか進まないからです。指針を御説明ください。

以上4点になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の質問、大きな1点目、魅力ある豊かな地域の未来を考えるについて、お答えさせていただきます。3点質問いただいておりますので、順次御答弁させていただきます。

1点目の学校施設の老朽化問題についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、学校施設の老朽化は大きな課題であり、この課題解決に向けた学校施設の長寿命化計画を策定し、その計画に基づき、国庫補助金等の財源を確保し、計画的な改善を進めてまいります。

特に中学校施設は優先度の高い状況であることから、一刻も早く改善事業に着手できるように、12月議会の補正予算で施設改修の基本計画の策定経費を措置し、議決を頂きましたので、現在速やかに着手し、業務を進めております。

2点目の統合型校務支援システム導入で進む教育DXについてのお尋ねですが、近年教育のDXが盛んに取り上げられており、大きな関心事となっております。この教育のDXとは教育のデジタルトランスフォーメーションで、簡単に言えば、教育分野における多種多様、多岐にわたる様々な制度、施策、仕組み、取組などを電子化し、情報化の進展といった時代の変化に対応して、より効率的で効果的なものに改革していくものです。

代表的な取組の事例では、議員が御指摘の統合型校務支援システムの導入をはじめ、国のGIGAスクール構想やスタディログなどの教育・学習情報のデジタル化、活用です。

本町では、まず、校務支援システムでは県の実証研究段階から参画し、県下でもいち早く導入し、現在も継続した活用、運用を行い、業務の効率化、迅速化を図り、教員の働き方改革につなげています。国のGIGAスクール構想や

スタディログの活用では、先般、教職員全員を対象としたICT教育の研修会を実施、情報端末の効果的な活用やeライブラリなどの学習ソフトの活用促進、小中学校の創意工夫ある取組を進めています。

3点目の公立中学校の休日部活動についてのお尋ねですが、本年度、国の方針が示されて以降、県の説明会が数回開催され、様々な課題や懸案事項等が出されており、引き続き協議が行われています。現在、国ではガイドラインの策定に向け、パブリックコメントが実施されており、文部科学省は令和5年度の国の当初予算において、学校部活動の地域移行等に係る経費に対する補助金の大幅な増額を予算提案しています。

本町では、県との協議や中学校との意見交換、先進地の施策、情報収集を行い、来年度以降、段階的な休日の部活動の地域移行に向けた準備を進めており、受皿となる組織の立ち上げ、必要となる経費の予算要求や、国県補助金の要望を行っているところで、現在進行形の状態であり、具体の決定には至っていませんが、関係機関と連携協力し、取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

御答弁ありがとうございます。私は毎回、教育についてはいろいろなテーマで質問させていただいてるんですけども、やはり施設改修。やっぱり小学校は6年間ですけども、中学校は3年間。入って、真ん中2年で、3年で、もう卒業でございます。スピードがどうしても必要。まして中学校は1校しかない。中学生が高校へ行けば、違う地域の人たちとどんどんどん交流していく。我々の町を自慢できるように、やっぱり設備面、ソフト面ともに充実していただきますよう、1番目の学校の施設については早急に対応してあげられるようによろしくお願いします。

2点目は、最初に僕が議員にならしていただいたときに、この校務DX、手を挙げて平群町は導入したと聞かせていただきました。どんどんどん時代は変わり、子どもたちも今、タブレットも家に持って帰って、自分で先生方が教えられたもんを学んでる。うちの家の中学1年生の子も今、毎日タブレットを持って帰って、それを眺めてます。いろんなことに活用してくれてます。

時代は大きく変わってくる。そのスピードに乗らないといけない。それを導いてあげれるのは我々大人やと思うんです。どうぞこの校務DX、一番先に手を挙げて、どんどんどん実証実験されて、進めていけるように教育委員会、バックアップしてあげてください。どうぞよろしくお願いします。

3番目の、この少子・高齢化の流れの中で、どうしても残念ながら、自分たちの学校でサッカーも野球もバスケットもハンドも一つずつのチームができないほど、子どもたちの数は減ってきてます。男の子はテニスできないけど、女の子はテニスできる。逆もしかりやと思います。やはり、それに対して次、隣の町の人たちと交流して、子どもたちを外へ出していくに当たって大人というのは準備が必要やと思う。

今日の答弁いただいたとおり、やはり早急に対応できますように、準備をして予測をしながら、これからつなげてやってください。年が明けたら、令和5年度の準備に入ると思うんで、申し訳ないですけども、いろんなバージョンを想定しながら、教育には思い出づくり、ハートが大切やと思いますんで、どうぞよろしく願いいたします。

僕はもう教育関係に対してはお願いばかりですが、答弁は結構ですので、どうぞよろしく願いいたします。この件についてはこれで結構です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、長良議員、大きい2項目めの高齢者から不自由な問題を抱え、相談を受けた場合における現状の流れ、取組についてお答えします。

高齢者やその家族の方、また民生委員などから相談があった場合、相談内容に応じて、関係部署や関係機関と情報を共有し、問題把握し、問題解決に向けて対応をしております。

取組といたしましては、独り暮らしなどで高齢者の見守りの相談があった場合には、地域の民生児童委員や地域支え合い推進員による安心見守り事業や緊急通報サービス事業などの安否確認などの事業の案内を行っております。

また、高齢者から外出の支援の相談があった場合には、デマンド型乗り合いタクシーの案内など、様々な高齢福祉サービスの案内や支援を行っております。

今後も引き続いて、相談内容に応じた支援やサービスを行うことにより、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して、生き生きと暮らしていけるよう、努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

長良議員。

○2 番

御答弁ありがとうございます。今日、一つだけ質問させていただきたいんですけども、僕、これ自分の経験の上で質問させていただきました。今日、バ

ラ園で、議場へ来る前に、「俊ちゃん、知ってるか」って。「コロナにかかった方がしんどいときにお買物してくれるシステム、平群町にあるのは知ってるか」って。「僕、知ってる、議員やから」と。「プリズムでやってくれてるやつだと思う」。

僕、そのときにね、やはり平群町の方、当事者の方、コロナにかかったり、重い病気を抱えて相談に来られる方、来て、役場の方々にお願いしたら、スムーズに今も答弁いただいたようにやってくれてるんです。本当に平群町は準備ちゃんと、点と点と点は全部ある。ただ、なったから知った、こういうサービスがあるというの、あると思うんです。だからね、今日も僕の質問の仕方が下手くそやって、上手に聞けてなかったらごめんなさいね。コロナにかかって、いろんなあれで一つ何か郵便物が送られてくると。接触したらあかんののでポストの横にそっと置いて帰るといようなシステムがあると聞いたんです。

上手に伝えてなくて、上手な答弁をもらえるようなことができてないかもしれないけども、僕が一番今日、もう1回答弁を頂きたいのは、これから訪ねてこれる人たち、ぱっぱっぱっぱと振り分けしてあげて、スムーズに多分、流れをしてやってくれてると思うんですけども、やはりこっだけ住生のスタッフはいろんな縦横のシステム、ちゃんとありますよといような形をこれから広報を通じてでも、ネットを通じてね、何かあったときにぱっと見て飛びつけるような準備をしていただいたらいいんじゃないかなあと僕はふと思うんです。

広報はやはりぺらぺらぺらぺらとめくって、目につくところ。やはり、僕の今、最近の考え方やったらインターネットを通じて、自分の欲しいもんだったら、例えばその欲しい物をぽんと検索したら、ぽんぽんぽんぽんと出てくると。そこから単価を見て、安いところをお願いすると。そういうふうなインターネットの使い方あると思う。やはり平群町の町民の方々、ホームページ、アクセス数どんどんどんどん増えてきてる。こっだけの状況をしてると。じゃあ、お困りじゃないけれども、参考にというためにもそういう安心や優しさを見せれる、そんなホームページづくりが僕は必要やないかなと。僕の今回の四つの質問は機能連携なんです。そのためにも住生としてどういうふうに考えているかだけ、一言お願いできますか。お願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

長良議員再質問で、いろんな支援について発信不足の御指摘やったのかなというふうに思います。当然それは、これまでも住民福祉部に限らず、町として言われていることで、今後においても、先ほど一つ、例で捉えられたコロナ時

の在宅の支援についても周知されていないような状況にあるような御指摘やったかと思うんですけれども、そういった支援策等につきましては大いに発信していくように努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長

長良議員。

○2番

ありがとうございます。すみません、僕、生意気なことばっかしで。役場も一生懸命やってんのは僕よう分かってるつもりやけど、ちょっと残念ながら発信不足なとこ、大いにあると。せっかくこれから多様化の時代で、教育部長にも答えた、もう今からはネットでいろんな流通、発信、点と点を結びつける、今ね、時代やと思うんで、すみませんけども。高齢の方、なかなかパソコンやスマホ、タブレットを使うの上手やないから、だから1回ね、パソコン教室、年配の方にもしてくれてる。町はちゃんと取り組んでる。その参加者は少ない、これも実情やと思いますんで、すみませんけども、流さないといけない側の立場なんで、失礼なことはよく分かってますけど、どうぞ頑張ってください。よろしくをお願いします。

これで、この件は結構です。

○議長

事業部長。

○事業部長

続いて、長良議員御質問の3項目め、魅力ある平群町についてお答えいたします。

本町の魅力ある観光資源は緑豊かな自然環境と、史跡、遺跡が多く存在している歴史と、市場の評価が高い農産物が主なものです。これらの観光資源をPRすることは、町の知名度の向上やイメージ形成のみならず、基幹産業である農業を活性化することにより、農産物の価値を高め、地域産業全体の活性化が図れるものと考えております。そのため、広報紙、観光ホームページやSNS、これはフェイスブック、インスタグラム、ツイッター、LINEなどです、の活用、イベントなどへ参加することでの情報発信と近隣市町村や観光協会、産学官などと連携することで話題性も向上し、効率的な情報発信となります。

本町には幅広い交流活動や、町の活性化を促進する施設として道の駅「大和路へぐり」くまがしステーションがあります。その本来の役割である産地間形成による地域農業の振興や加工品販売による農業資源の有効活用、または周辺地域の様々な情報発信と道路利用者の休憩など、町の活性化の拠点となってい

ます。

加えて、その機能が十分に発揮できるよう、平群町地域振興センターと連携を強化し、ブランド力の高い平群の既存の地域資源を活用して、官民連携・協働により、特色ある取組を行っており、あらゆる世代の利用者の交流とにぎわいの場となっています。引き続き、町の活性化及び知名度向上につながる取組を効率的、効果的に行い、町外の方には訪れてみたい、町内の方には愛着と誇りを持っていただけるよう、PRを行ってまいります。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○2 番

御答弁ありがとうございます。先ほど、2番目の項目で機能連携をベースにお願いしたんです。この事業部も機能連携で道の駅を例に出して、今回質問させていただきました。

僕、12月になって、家で自分の仕事、バラ園行ってるときに、ラジオをよく聞きながら作業する。そのときにほかの市町村の首長さんが自分のところの町の12月のPRに、よく朝日放送のラジオで聞かせていただきます。町もこれから、今年やったかな、とら年で信貴山、駐車場にたくさん車をとめて御来場いただいた。我々には呼ぶ史跡、名産、元気にみんなに発信できるもん、たくさんある、そう思えばこそ、この3番目の質問にさせていただきました。

僕はこの前、町長が選挙を終えて、再選を果たしたからこそ、思い切って予算ね、しんどいながら助けてもらってるのはよう分かるけれども、ここが自分たちの信念やと、ここに予算充当するんやと思える、本当にチャンスやと思えてこそ、みんな町民の方々がこの事業部長の答弁で、自分たちの基幹産業を分かりながら町、発信するんやと今、答弁いただきました。どうぞこれからもね、やはり媒体を通じて、さっきのタブレットやインターネットじゃないけれども、ラジオ媒体やいろんなもん、発信して、平群町に人、物、愛情を呼べるように、申し訳ないですけども、事業部長先頭に立って、事業部に対してはしてやってください。どうぞよろしくお願いします。

僕はもうこれで、この件については結構です。頑張ってください。お願いします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、4項目めのこれからのまちづくりについての御質問にお答えいた

します。

現在、まちづくりの基本的な方針を定める第6次総合計画の策定に向け、取り組んでおります。第6次総合計画の将来像として、「人が輝き、未来が輝く、夢あふれるまちづくり」を掲げ、住みたい、住み続けたい町になるための施策を重点施策として進めるとともに、人を引きつけ、人を誘導し、人を増やす施策に全力で取り組んでまいりたいと考えています。

一方では、先般、奈良県の報道発表にもありましたが、財政状況を示す財政指標では実質公債費比率、将来負担比率、基金残高比率で奈良県ワーストワンとなり、引き続き重症警報を発令されたところであり、本町におきましても緊急財政健全化計画の早期集中プランの3年目を迎えており、引き続き、計画内容を遵守しての財政運営が不可欠となっております。

このような中、輝く平群の未来をつくるために、そして、みんなの笑顔があふれる町にするために、まずは財政健全化に取り組む必要があります。令和5年度の予算編成におきましては、当初予算から赤字予算となる未確定財源の計上を行わず、起債発行額の抑制も行えるよう事業の選択と集中を行い、職員一丸となって予算編成に取り組んでいるところでございます。

また、国や県とのつながりについても、12月7日に奈良県との財政の合同勉強会を開催し、財政、人事、税務関係の職員が一堂に会し、情報交換を行っており、引き続き、奈良県とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○2番

御答弁ありがとうございます。1番目、2番目、3番目、4番目、共通してるんですけども、この機能連携、また、先ほどお話しさせていただいて、訴えたように、選挙を終え、これから始まると。僕はね、今日も朝、ここへ9時に座る前にうちの義理の父親と会って「奈良新聞を見て、1位、1位、1位やった」と、「町長、頑張ってほしい」。そう言うて送り出してくれました。いいほうの1位じゃないですからね、残念やけど。

その中でね、僕は年明けて成人を迎える子たちに挨拶をし、次の春に向かって進んでいき、3月予算計上が始まる。こうやって県の職員の人たちと町の職員が話し合って、何としてでもお金は抑えているけれども、今、現状、我々の町が飛躍するためには、悪いけど、これ使わしてほしいんやと。それを言うのは、やはり首長の務めやと僕は思うんです。どうぞ、これからの施策、たくさ

んの苦勞あるの、僕、よく分かります。だから、お金のかからない点と点を進んだり、機能連携を今回、訴えてるんです。そのときに使う必要のある財源は、やはり周りの方々の目があるんで、説得していくのは首長のお仕事やと思います。

どうぞ最後、僕の質問、僕の意気込み、思いを町長、分かっていたら思えばいいかなら思いを聞かせていただけますか。どうぞよろしくお願いします。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、長良議員の質問にお答えさせていただきます。

これからのまちづくりについてですが、平群町の喫緊の課題は、安定的な財政運営の確立のために財政の健全化に取り組むこととあります。安定して行政運営を進めるに当たっては、限られた財源の中ではございますが、町単独で行うことが難しい状況にもあります。国、県の補助金の確保に向けて情報の収集にも積極的に行ってまいります。

また、平群町の魅力を町内外に発信し、さらにその価値を増していく取組を進め、若年層の移住や町内居住者の定住力を高めるとともに人口減少の克服を図り、人が集う、にぎわいのある魅力ある将来の平群町をつくっていきたくと考えております。

現在、令和5年度の予算編成の作業を進めておりますが、職員一人一人が知恵を出し、汗を流し、最小限の経費で最大の効果を発揮し、町民の皆様の期待に応えられるように努力してまいります。将来を展望し、輝く平群の未来をつくっていきたくと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○2 番

すみません。唐突に御答弁いただきました。ありがとうございました。僕は毎回、お金、財政のこと、大事なん、よう分かってて、なるべくなら数字が落ちてね、みんな使って喜んでもらうとこ、どんどん行きたいの分かる。その気持ち分かります。でも、限られた財源の中で一生懸命シーリングかけてるのも僕、よく知ってます。

どうぞ令和5年は皆さん方が喜んでもらう、いいものを出してもらう準備がこの12月議会終わったら本格化すると思う。皆さん、どうぞよろしくお願いします。僕の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

午後 3 時 5 分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 5 5 分)

再 開 (午後 3 時 0 5 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

町長より、副町長が体調不良のため、これよりの会議の欠席の旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

発言番号 5 番、議席番号 9 番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○ 9 番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

通学路の速度制限規制等の安全確保について、旧平群西小学校跡地利用について、大きく 2 点についてお伺いいたします。

まず、通学路の速度制限規制等の安全確保についてお伺いいたします。

先日、平群北小学校校区の一部の保護者の方々と意見交換をさせていただく機会があり、その中の一つとして、子どもたちの通学路でありながら、横断歩道の白線が消えている箇所や、自動車が猛スピードで走行する信号機のない道路の横断に対する安全確保について大変心配という旨のお話をお聞きしました。

そこで、私も町内の状況を調査してみますと、町道等の横断歩道や予告標示のひし形マークの白線が一部消えている部分があり、制限速度に関しても若葉台の幹線道路は西線も含め 40 キロ制限であり、福貴地区の中央公民館跡地から中学校までは 30 キロ制限となっていますが、緑ヶ丘の中央メイン道路は速度制限看板がないことから 60 キロ制限になっているようです。

ちなみに速度制限については、普通自動車道の場合、一般道での標識のない道路の最高速度は時速 60 キロとなり、標識は原則設置しないとのこと。速度規制を行うときの基準速度は中央線のない道路は時速 50 キロになるようです。そのほか、歩車道分離がなく、センターラインのない幅員 5.5 メートル

ル未満の道路であり、住宅街の道路は生活道路と定義され、交差点内は徐行することと定められていることもあり、基準は時速30キロとなるようです。

通学路の安全確保については、ボランティアの方々による見守り活動等によっても安全をサポートされていますが、自動車運転手の安全運転に対する自覚と認識はもちろんのことですが、標識や横断歩道等の道路白線、啓発等も重要な部分であると思われます。

そこで、お伺いします。

①町道等の横断歩道や予告標示のひし形マークの白線が一部消えている箇所もありますが、白線の明示責任はいずれの管轄なのでしょう。

②道路管理者として現状の確認、認識はされているのでしょうか。

③現在、結果として白線が一部消えている箇所等を放置されているのはどのような理由からなのでしょう。

④教育委員会、学校として、通学路の制限速度の現状をどのように考え、どのように対処しておられるのでしょうか。

⑤同様に教育委員会、学校は、通学路として制限速度60キロの信号機のない交差点の横断をしなければならない状況をどこまで把握しておられるのでしょうか。

⑥例えば緑ヶ丘のメイン道路は30キロ制限等、低速度制限規制を適用し、制限速度看板等の設置はできないのでしょうか。

大きな2点目は、旧平群西小学校跡地利用についてお伺いいたします。

平成26年4月、平群西小学校と平群東小学校が統合され、旧平群西小学校が廃校となり、8年が経過しました。その間、土地権利関係の整理等、売却も含めた跡地有効利用のため、様々な調査、検討も行われてきました。直近では一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会との賃貸借契約を進める方針の下、各方面との協議も行われてきましたが、残念ながら現存する全ての建物をこれまで以外の異種用途として使用するためには、現行法に即した合法的手続が必要となりますが、金銭的負担面からもハードルが高いという現状から、一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会との賃貸借契約を断念したことが令和4年8月29日の委員会で明らかにされました。

これまでも私は、旧平群西小学校跡地の利用について、4議会で一般質問を行い、様々な提案もしてまいりました。平成26年3月議会、平成26年12月議会の一般質問では、当時、町は利活用として記念館、歴史資料館、6次産業化の推進拠点、福祉団体への施設貸与と、四つの利活用案等を示されていた中、役場庁舎としての利用を提案しましたが、町からは「検討を行ったが、現在、市街化区域内にある庁舎を市街化調整区域に機能を移転させる都市計画上

の論理的な理由に欠けることから、役場庁舎への転用はハードルが高い」との答弁でした。

平成28年3月議会では、町単独費486万円を費やした旧平群西小学校跡地利用計画策定業務や、町の考え方として、平群西小学校地域が持つ歴史、文化、環境、産業などの地域の魅力を最大限利用した施設として、再活用する方針の中、概算改修工事費では1億円程度必要とのことであり、文化協会で活動されている方々の中でも将来に対する不信や不安感とともに、公民館としての利用も検討するべきであるとの意見もあるという中での町の考えをお聞きしました。

令和2年6月議会では、令和2年3月に報告された一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会との賃貸借契約の状況もお聞きし、「賃貸費は年300万円、改修費用は利用者負担で行っていただく予定。市街化調整区域のため、用途変更に当たり、都市計画法に照らし、県と協議中」との答弁でした。

ちなみに、同様の市街化調整区域内の旧南保育園跡地についても、子育て世代を応援する観点から、待機児童ゼロを目指すためにもハードルは高いが、旧保育所跡地の利用として、民間活力による幼児教育施設等の誘致、運用を目指すべきであり、仮に運用意思のある法人等があれば開園、運営に向け、全面的に協力し、仮に現こども園に空き状況が多くなっても、町内在住者の入園枠を常に確保することで魅力ある町の判断基準となっていくと思うという質問をいたしました。当時、町からは「民間活力の導入は、町として、ゆめさとこども園が設置され、廃止した施設であり、幼児教育施設等の誘致や打診は行っていない」という残念な答弁でしたが、現在、民間保育施設の開園に向け、進み出したことが、令和4年10月末、平群町ホームページで報告されました。

そこで、旧平群西小学校跡地について、新たな利活用の提案として、町有施設のままイベント広場や展示スペース、貸し部屋等として利用することはできないのでしょうか。

昨今、住民有志の方々によるいろいろな大規模なイベント等が企画され、開催されています。9月18日、総合スポーツセンターグラウンドでの第4回平群マルシェ、9月24日、どんぐり広場での「キノコノキ」、10月22日、どんぐり広場での第11回ハピエスト、10月23日、どんぐり広場での第1回バディマルシェ、10月30日、どんぐり広場での第5回平群マルシェ、12月4日、どんぐり広場での第7回樂市（たのし）などが盛況に開催され、にぎわっているようです。

そのほか今後としては、12月17日、中央公園グラウンドでの第6回平群マルシェなども予定されているようです。

ただ、現状について、出店者の方々からは「砂ぼこりが大変だった」「駐車スペースが不足」「直射日光が大変」「全体的スペースが足りない」「天候により開催が左右される」「テント等、都度の設営、撤去の労力が大変」などの意見もあり、西小跡地、校舎建物をそういったイベント開催施設として利用することを要望されている方もたくさんおられるようです。

そこでお聞きします。

①廃校後の利活用に向けたこれまでの経過、流れについて、お答えください。

②一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会との賃貸借契約が成立しなかった経緯と現状について、御説明ください。

③今後の町としての利活用方針、考え方についてお聞かせください。

④町有施設として、貸し部屋やマルシェ等の会場、バーベキュー、キャンプ等のイベント会場としての利用促進をしていただくというのはいかがでしょうか。

以上、大きく2点について、明快な御答弁をお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山田議員御質問の1項目め、通学路の速度制限規制等の安全確保について、1点目から3点目についてお答えいたします。

1点目の道路上の各種白線や標識等については、その種類で管理者が異なります。道路上の中央線や車道外側線または交差点の案内標識や警戒標識等は基本的には道路管理者の管理となります。また、御指摘の横断歩道や、その先にある横断歩道があることを示すひし形のダイヤモンドマークや速度規制標識や通行止め等の規制や指示を示す標識は交通規制標識とされ、その管理責任は公安委員会、警察となります。

2点目の道路管理者として現状の確認、認識についてですが、月2回の道路パトロールの中で、センターラインや外側線などの白線を含む道路施設の異常等について確認作業を行っております。

3点目の放置されているセンターラインや外側線などの白線についてですが、本町では毎年、白線などの交通安全施設について、迅速な対応が実施できるよう、年度当初に入札を実施し、年間単価契約を結んでおり、毎年、予算の範囲内で年度末に発注しており、議員御指摘の通学路などの特に重要な路線の白線等については、優先的に発注、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、4点目、5点目の御質問につきまして、教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

4点目ですけれども、通学路の速度制限の現状をどのように考え、どのように対処してるかのお尋ねですが、本町では毎年度、通学路安全推進会議にて通学路の危険箇所の把握、点検、安全対策について、教育委員会、学校、道路管理者、警察などの関係機関が協議を行い、対応しており、速度制限規制の事案についても、学校やPTAからの報告に基づき、現場ごとの個別の状況に応じて協議案件として取り扱っています。

教育委員会では注意看板の設置や、学校やPTA、地域と連携し、見守り活動などの啓発活動や、交通安全意識や運転モラルの向上を目的としたソフト面の対策を行っています。議員御指摘のとおり、交通規制等も有効な一つの手法であると考えています。公安委員会の判断となりますが、現場の状況などに応じ、交通規制により安全対策の効果が期待でき、また、近隣への影響が少なく、事案により警察に対し、必要な要請や協議、関係部署と連携して行ってまいります。

5点目の通学路としての速度制限、60キロの信号のない交差点の横断をしなければならぬ状況の把握とお尋ねですが、教育委員会、学校で把握してる通学路が全体で11路線あり、御質問の同様の路線ですけれども、11路線あり、そのうち4路線で各1か所ずつ、計4か所なんですけれども、該当する箇所がございます。

以上でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

私のほうより小さな6点目についてお答えいたします。

速度規制については公安委員会が所管しております。速度規制決定の考え方は道路の整備状況や交通量等によって変わります。一般道路では街区と街区をつなぐ幹線道路と議員がお述べになった住宅地内における生活道路とで区分され、生活道路で歩行者、自転車の安全を確保する必要のある場所では原則30キロメートルとなるわけですが、御指摘の緑ヶ丘のメイン道路である町道中央北循環路線については幹線道路に区分されますので、速度規制の決定は40キロメートルまたは50キロメートルとなります。

所管である西和警察署に確認したところ、当該道路は歩道や路側帯も十分な

幅で整備されており、規制するとしても50キロメートルの規制となるのではないかとの回答でありました。ただ、地元自治会同意の上で要望を頂ければ検討はするとのことでした。

以上、6点目の回答とさせていただきます。

○議長

山田議員。

○9番

ありがとうございます。それでは、順次、何点か再質問させていただきます。まずは事業部の1、2、3については一括で再質問させていただきます。

白線については道路管理者であるが、横断歩道と交通規制的なものについては公安委員会、要は警察の管轄ということですが、そうすると、いろんな意味では、横断歩道については公安委員会に申入れを逆にしなければならない。

2点目のほうではパトロール等を順次していただきながら白線、路側線というんですかね、含めて、パトロールの中で年間に予算を取って、順次、消えて薄いところは引くということなんですけども、そういう意味では都市建設課、十分連携は取っていただいていると思うんです。

その以降、4点目、5点目の教育委員会とも含めてなんですけども、パトロール等で気づいたところについてはしっかりと連携を取っていただいて、窓口が住民生活課になると思うんですね、警察との対応窓口がね。その各窓口でやっぱり持分といいますか職務といいますか、そういう窓口のところできちんと交渉していただくためにも、その部署への連携を取っていただきたいと思うんですけども。

それと、先ほど、まとめますと公安委員会にぜひとも横断歩道。気づいているところと言いますと、緑ヶ丘の北小のほうからずっと元山上のほうに下りてきますとですね、下りてきたところの櫛原川の周辺のところと、今度、竜田川にかかっている橋のところの横断歩道、かなりひし形マークが薄いんですよ。そういうことも含めて、連携取っていただいて確認いただいて、申入れもお願いしたいと思うので、その辺の答弁をお願いします。共有に努めていただきたいというのはお願いとしておきます。

それとあと、町道の管理者としてね、舗装の復旧であったり、舗装の補修であったりというときにも当然、白線部分、横断歩道部分もすることもあると思うんです。その近くを町道管理者として工事をすることによって消えてしまうこともあると思うんです。そういうときは別に横断歩道等、白線を引き直すというのは可能なんだろうね。この2点を1、2、3でお答えいただきたい。

4、5の教育委員会なんですけども、関係機関が常に協議を行っていただい

ていると。その上で実際、緑ヶ丘の速度制限も議題にも上がったようでして、それは住民生活課のほうから警察のほうにも申入れも頂いたようです。そういう意味では教育委員会としても、制限速度自体に対して何の手だてを打つわけにはいかない、でもいろんな意味で啓発等、またPTA、学校とも連携しながら、それと地域の方々のボランティア、見守り活動なんかも含めて安全を確保できるように努めていただいているということで、これはこれで結構です。

5番目の緑ヶ丘の60キロのような、そういう信号のない横断歩道、子どもたちが横断しなければならない路線は把握されておりますかという質問に対しては、11路線のうちのそのうちの4路線で各1か所あるということ把握していただいているということはそれはそれでいいと思うんですが、その上で、先ほど言ったように交通安全、安全に子どもたちが通学できるように努めていただきたいということで、このことに対しても答弁はもう結構です。

6番目です。先ほど言いましたように道路の定義の中で生活道路というのは、住宅街の中で歩車道分離がなく、センターラインがなく、幅員が5.5メートル未満という生活道路。生活道路の交差点部分は30キロという、決まり事ではないですけど、そういう速度になってるようなんですけど、先ほどの答弁の中で生活道路の規制速度の決定は30キロとなるということだったんですけど、決定すればということの解釈でいいのかどうか。これはゾーン30のことなのかなとも思うんですけど、その辺のことをお答えください。

それと、もう一つ、先ほども一番初めに言ったんですけど、若葉台の一番広い道路は40キロの看板が出ています。元中央公民館から福貴団地の道路を通過して中学校に行くまでの道路は30キロ規制がかかっています。旧168号、旧国道の元山上付近でも40キロという規制の看板が上がっているのに、なぜ緑ヶ丘の急な坂道の道路に60キロの一般道の通常のスPEED制限になっていて、速度制限をかけるべきだと思うんですけど、この点について再度、協議をするのであれば協議をしますよと、申入れがあれば協議しますよ。もちろん地元自治会からの要請だと思うんですけど、それも含めて、なぜそうなっているのかということを知る範囲でお答えいただきたい。

3番目は、要望によっては先ほど言ったように検討するという事なんですけど、速度の制限の要望というのはどういう手法といいますか、どういう手続、地元の自治会長だけの意見というわけでもないでしょうから、その辺のことについてちょっと説明を頂けますか。

一応何点かしましたけど、よろしくお願いします。

○議長

事業部長。

○事業部長

今、白線等の件について、再質問いただきました。1点目と2点目についてお答えさせていただきたいと思います。

町道等の白線の現状について、各部署でしっかりと連携は取るべきということで御質問いただいております。当然のことだと思っております。都市建設課、道路管理者のほうでは毎月、道路パトロールを行っておりますし、教育委員会のほうでも通学路安全点検、また、住民生活課のほうでは交通安全運動期間中のパトロールとか、また、我々職員も通学指導ということで、町内各所に立って黄色い旗を振ってですね、指導もさせていただいております。そういったことからですね、やはり各部署がしっかりと情報共有をしてですね、連携を取るべきと考えますので、そのように対応してまいりたいと考えます。

2点目です。横断歩道とかひし形、白線が消えかかっている場合のことです。原則的には横断歩道とか交通規制標識は公安委員会の管轄となるということは先ほど申し上げたところでございますけれども、町発注の道路工事等などで標識、横断歩道に町が影響を与える場合については、それはもう町のほうで対応していくということで、対応させていただいております。

以上です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

何点か再質問いただきました。

まず、速度規制の30キロの件ですけれども、こちらのほうは決定すればということの30キロというところです。また、この30キロについてはゾーン30とは別の30キロということで御理解いただきたいと思います。

また、他路線の速度規制に関わっての御質問であったかと思いますが、私ももちょっと気になりまして、過去にどういった経緯でなったのかということをお調べさせてもらったんですけれども、保存年限の関係があって、そのときの要望なりの文書等が残っていないと。ただ、緑ヶ丘について規制がないということはそういった要望はなかったのではないかとこのところでございます。

最後は手続的な話かと思っております。基本的に要望につきましては、地元自治会や学校、PTA等の団体より町に頂きまして、町から公安委員会の所管であります西和警察のほうへ要望するといったような流れとなっております。ただ、地元同意につきましては、今回の件でも先ほど答弁させていただきましたように、地元同意があればということではありますが、おおむね総意が必要ということが要るかと思っておりますので、地元の8割程度は少なくとも同意をしていただい

た上での要望になるかと思えます。

以上で回答とさせていただきます。

○議 長

山田議員。

○9 番

白線の消えているところは公安委員会にしっかりと申入れお願いしますよと言ったことはちょっと抜けてたんですけど、それはもう、いやという話ではないと思えますんで、お願いするということで、しておきます。

それと、どう考えても緑ヶ丘の60キロというのは、警察に、保存期間を過ぎていて書類も残っていないということなんですけどね、本来、旧168の国道が40キロの状況で緑ヶ丘のあの中が、そのメイン道路であって60キロ。先ほども、何回も言いますが、あの若葉台の西線部分も含めて、あの広い道路が40キロ。理解できないわけですよ。もちろん時代も変わってきたので、地元の同意ということが警察としてもなくして、いろんな制限速度を上げるにしても下げるにしても、警察だけではなかなかいかないのかも分からないけど、そういう声が上がってきたときには積極的にね、やっぱり対応していただくべきだと思う。ましてや通学路になってるわけですよ。なぜというのは取締りできないわけでしょ、警察としてもね。もしそういう車両があったとしてもですね。警察が取締りして安全を確保するためにもそういうことが必要だと思えます。

緑ヶ丘の8割の同意と、なかなか住民、大きな団地なんで8割というのは現実的にはどうなのかなと思えますけど、地元の総会、役員総会等も含めてね、その中で協議を頂くということも、一部の役員の方からのお話も聞いただけなので、私のほうとしてもですね、その辺については地元のほうにもお願いをしておきますんで、しっかりと住民生活課としてもですね、積極的にそのことについては取り組んでいただきたいと思いますので、それをお願いいたしまして、この質問はこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めの旧平群西小学校跡地利用についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の廃校後の利活用に向けたこれまでの経過についてですが、廃校後、敷地内には自治会名義の土地や個人名義の土地があったことから、平群町名義に所有権移転する整理作業を行い、全ての土地の権利が平群町になって

おります。

また、平成27年度に跡地利用計画の検討業務を実施し、市街化調整区域における既存建築物の再活用として、どのような活用が導入可能か検討を行ったところであります。その中で具体的なプランとして、6次産業の加工場、シルバー人材センター事務所、リサイクルセンター、社会福祉施設大空の家、カフェなどの町民交流スペースといった機能を持つプランをまとめ、改修費用を約1.5億円程度として積算をしております。

しかしながら、シルバー人材センターや大空の家との調整がつかなかったことや、6次産業の加工場の設置についても改修費やランニングコストがかかり、費用対効果など財政の優先順位からも事業実施ができておりません。

また、広く利活用事業者を募る目的で、平成30年から文部科学省が実施する「みんなの廃校プロジェクト」のサイトに廃校情報を掲載し、利用希望者を募集してまいりました。その中、一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会から意向があったところであります。

次に、2点目の一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会との賃貸契約が成立しなかった経緯と現状についてですが、異種用途での跡地利用については、市街化調整区域における既存建築物の再活用となり、基本的に開発行為等を一から申請していく必要がありました。県などの関係機関との調査、協議の結果、現在の西小学校の敷地を形成している擁壁の多くは県道建設時の築造された道路擁壁や、築造年不詳の石積みで土羽のままの箇所など、現在の宅造基準に満たしていない擁壁であり、用途変更をして利活用する場合、この擁壁等の再築造の工事及び安全性の確認が必要となってきます。

また、用途が変わることで、現行法では既存不適格となる建築物でもあることから、新たな用途に転用するにも相当の改修工事費用が見込まれます。これからさらに時間も必要となることから、協会としては跡地利用を断念されたところであります。

次に、3点目の今後の町としての利活用方針、考え方についてですが、これまで長い時間をかけ、調査、検討を行ってまいりましたが、西小学校跡地を利活用するに当たり、異種用途に変更するには現行では、不適格となり、その是正に多額の費用が必要となることが見込まれます。現在の財政状況では積極的な投資は行えない点や、費用対効果からも改修することはできないと考えています。将来的には建物の解体撤去を視野に入れた検討をしていかなければならないと考えております。それまでは、現在の体育施設条例、学校体育施設開放条例の範囲内で、貸付けによる利用を行ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の町有施設として貸し部屋やマルシェ等の会場、バーベキュー、

キャンプ場等のイベント会場として利用促進していくことについてですが、町内において様々なにぎわいの創出のイベントが住民の皆様が主体として実施されております。旧西小学校校舎は先ほどの回答のとおり、異種用途への転用についてはハードルが高いことでもありますので、貸し部屋を活用した利用は現在できませんが、グラウンドを利用したイベントについては法令の範囲内で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○ 9 番

総務部長が答弁いただいたんで、まとめて何点かお聞きしたいと思います。

1点目、廃校後の利活用に向けたこれまでの経過、流れはいろいろと土地の整理等にも御苦労いただいたことはもう十分承知しております。そのかいあって全て町有地ということに整理されたんですけど、残念ながら、いろいろその上で計画をしていただいたんですが、事業実施に至らなかった。

それにはいろいろな理由もあったんですけど、それをクリアして、2点目の日本建築あと施工アンカー協会との賃貸借契約に向けてですね、いろいろその上で協議いただいたんですが、擁壁、その上、異種用途への利用、そういういろんな既存の法律の中では大変ハードルが高かったと、簡単に言うと。だから、断念したということになると思うんですけども、ただね、そのときも1.5億円の工事費ということで検討したけども、それもハードルが高いということなんですけど、私、いろんな各地の事例等も参考にしながら、いろいろちょっとはじいてみた。

多額の費用ってどれぐらいかかるんだろうなというふうに、概算で出してみますと今の敷地の形状が少し問題があるということで、測量やいろんな明示、整理するためには明示申請や敷地、擁壁の安全の確保の工事費等含めると、ざっと3,000万円ぐらいかな。既存の不適合に伴う建物が一部あるということで、それを一部撤去、耐震性は耐震工事が終わっている建物もございますし、全てのものじゃないので、それ以外を解体するのに約3,500万円。それと改修工事で1億5,000万円。合わせますと2億1,500万円ぐらい。異種用途として土地を整理して、既存の不適合の部分をなくして、合法的に使うとすると2億1,500万円ぐらいかかるのかな。ざっとですよ、概算なんでね。

反対にですね、全てもう解体してしまう、プールも含めて、となると、プールの部分が単純に坪単価でも平米単価出てこないんですけども、ざっと2億5,

000万円ぐらいはかかってくるだろうという概算になってきます。2億5,000万円かけて潰すのか、2億1,500万円かけて再利用するのか。こういう判断をしなければならぬときがやってくるわけですよ、いつかはね。解体はいつになっても解体が上がっていく、物価とともに値段が上がっていくからです。解体費用が下がることはないです。

そういう意味で、どこかで判断しなければならない。今すぐ判断しなさいというのは難しいと思うんですけど、やっぱり、判断をいつするかということも計画していかなければならないわけですよ。5年後までにはどうするか、10年後に解体をするめどを立てますとか。いつまでもほっといたら、10年、20年たっても今のままなんですよ。2億1,500万円かけて改修できない。かといって2億5,000万円かけて解体できない。そうすると、犯罪や非行の温床の場所になってしまうわけですよ。建物、雨漏りがして、今もしているみたいですが、ぼろぼろになって、余計傷んでいくわけですよ。そうになると、いろんな人が隠れたりですね、そういう危険性も伴うわけなんでね、でもいつまでもほっとくわけにはいかない、どっかで判断しなければならないんですけど、どうお考えでしょうか。

それと、二つ目はグラウンドは開放していくと。グラウンドは今までのままで特に触らなければ、切り盛り等も触らなければ可能だと思うんです。そういう意味では、グラウンドを開放するような、ある程度、ほっとくわけにもいかないの整備もお願いしたいと思うんですけど、ただ、それはそれでいいんですが、学校施設としても学校施設開放として、もともと既存の学校施設ですから、これまでも学校施設の施設開放として体育館なんかも使われてこられましたけど、それを当面の間は使っていくという方針だということなんですけどね、使っていくのであれば、今、聞くところによると体育館はかなりの雨漏りもしてしまっていてね、利用者によって中からブルーシートをかけてですね、体育館の室内側にブルーシートをかけて、雨がまた集めて流れるようにして、対応しておられると。

そういう意味ではあまりにも、その状態でもお貸しする、学校開放するというのも必要だから町としても開放して使っていただいていると思うんですけど、何らかの対処しなければならないのではないかと思います。

そういう意味で、その点についてどうされるのか、2点。御答弁よろしくお願ひします。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問にお答えします。

再利用するか全て解体するかということで、金額も提示していただきました。いつかは解体する必要があるということで考えてますけども、現在、先ほど言いましたように、解体には多額の費用が必要となっております。議員言われたように全て解体で2億5,000万円、町も公民館で参考にしますとそれぐらいかかるのかなと考えています。

ただ、財政の今の状況を見ますと、まず、いろいろ教育施設で優先されるべき学校教育施設とかそういうものがありますので、現時点で解体等がいつできるのかという予算のめどについては、今、明確にはお答えできない状況であります。ただ、今現在、緊急財政健全化計画が3年後、令和7年度で一旦終わりますので、それ以降になりますけども、再度、定期的にどうするのかというのは検討する場を持っていきたいなど、そのように考えています。

以上でございます。

○議 長

教育部長。

○教育部長

今、旧西小学校の体育館の雨漏りもあるという御質問でございます。

ただ、今も現在いろんな形で使っていただいているという事実もございます。しかし、この施設につきましては、総務部長からありましたけども、どういふふうにしていくかというのははっきりまだ決まってない施設でございます。ただ、何度も言いますが、学校開放というんですか、使っていただいている施設で、今、使ってる方々がブルーシートをかけられてると、自分らでやられるという事実もちょっと聞いております。ただ、その辺につきましては、もう大きな予算というのはつけられないんですけども、我々も現場を見に行っ、できるだけの対処をするようには努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○9 番

体育館の雨漏りについては取りあえず応急的にも対応していただくということなんですけど、総務部長、やっぱりいつまでもほっとくわけにいかないと思う。予算のシーズンで、すぐに新年度予算に盛り込んでというわけにもいかないけど、計画的にはやっぱり。雨漏りしていきますとね、先ほど言ったように建物何ぼでも傷んでいくわけですよ。そういう意味では、ちょっと教育委員会としてもですね、逆にどれぐらいの費用がかかるんだということも含めてです

ね、検討できる資料を作っていただいて、検討会議にも上げていただきたいなというのがお願いです。これは答弁結構です。その辺も含めてですね、総務部としては検討いただきたい。

それと、財政状況も鑑みてということなんです。先ほどから出てました、当然、今使ってる学校の改修も優先度が高いと思いますよ。それに向けて今、動いてるんですけども、公共施設の整理というのもしていかなければならないわけじゃないですか、ちょっと名前忘れちゃったけど。不要な施設というか、含めて集約化もしていかなというののは国の政策でもあるんでね。でも、もう今、廃校になった建物をそのままほっとくというのもどうなのかということがあるから、私は今すぐに予算つけて解体、改修するべきだと言ってるわけじゃないわけでしょ。それを考えるというめどをどこかでつけていかなければならないから、だから5年後に、今、僕、言うてんのは5年後に整備しますって言うてんわけじゃなくて、5年以内には考えますということも必要ではないですかと言ってるわけじゃないですか。その辺は町長、政治的な考えもあるのでですね、町長のお考えもお聞きしたい。

今すぐやれと言ってるわけじゃない。5年先だったら5年先にやれって言ってるわけじゃない。5年以内とか10年スパンの中で、その間にも答えを出すように努めていくということは必要ではないかなというふうに。それは全てのことに対して計画的にしなければならないということでしょう。それは思います。

それともう1点ね、先ほど言ったように今、どんぐり広場、大変盛況に使われています。先ほどからも出てますように町のにぎわいと潤いの発信、それが住みたいまちにつながってくると思うんですが、庁舎をあっこに建てるという庁舎用地でございませうね。庁舎が建ってしまうと、どんぐり広場がなくなっちゃうわけですよ。そういう意味で私も考えたら、また駐車場のほうで使うというんじゃないしにね、これから庁舎建てるわけですから、いろんな財政的な問題もありますけども、庁舎の1階部分にそれなりのイベント広場的なスペース。当然、住民が直接対応される住民生活課等も、住民票の関係の部署も要ると思うんですけど、そういうイベント広場をしっかりと検討いただいて、設けてほしいなということと思うんですけど、いかがでしょうか。

それと、もう1点だけ、担当課に確認したいんですけど、結局は今のところ、既存に不適格な建物になるので、建物としては今、ほかの用途として、学校以外の異種用途として使うことは不可能だということの理解でいいんですよ。もう1回確認をしたいので、よろしくお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、私のほうから、現在、既存の法律に不適格としてるような建物というのは不可能かということなんですけれども、やはり今現在の法律に基づいて既存不適格という、合っていないよというようなことになっておりますので、先ほどからの答弁の中で、それを是正していくにはやはり多額の費用がかかっていくということもありますので、不可能という、言い切ることはなかなか難しいんですけど、そういった利活用していくにはやっぱりハードルが高いというような部分でございます。

以上でございます。

○議長

町長。

○町長

それでは、山田議員の質問にお答えさせていただきます。

旧西小学校の今後の利活用方法につきましては、現在の町政状況を考えますと新たに改修等に費用をかけることができず、また、解体を行うにも多額の費用を要することから現段階ではできない状況となっております。旧西小学校の活用方法につきましては、建物の利活用をするのか、建物を解体撤去するのか、解体撤去を行い、跡地を利用するのかについて、その方向性を模索してまいりたいというふうに思っております。

また、議員より、マルシェ等のイベント広場についての御意見を頂きました。今、どんぐり広場では多くの方が利用していただいております。今後、庁舎建設に向けての準備を進める中で検討材料として考えてまいりたいと思います。貴重な御意見として賜っておきたいと思っております。

以上です。

○議長

山田議員。

○9番

ありがとうございます。不可能かという言葉が私も足らなかったんですけど、今のまま使うというのは手を加えないでということで不可能だという理解をして、それなりの改修費用等を先ほど言ったようにつぎ込むことでは利用可能になる可能性も高いという理解でさせていただきます。

それと、どんぐり広場、大変皆さんに盛況されてるようなので、先ほど町長も言っていただいたように、いつになるかも分かりませんが、庁舎建設等はその辺も考慮して検討いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議 長

それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 3時58分)